

# 2026 年度事業計画

社会福祉法人 岡崎市福祉事業団



# 目 次

## I 3か年計画

【1】総務課	1
【2】高齢サポート課	2
【3】障がいサポート課	5

## II 単年度計画

### 【1】総務課

1. 実施事業	10
2. 理事会・評議員会の開催予定	10
3. 監事監査の実施予定	11
4. 研修計画	11
5. 地域における公益的な取組み	11
6. 重点取組事項	12

### 【2】高齢サポート課

1. 高齢サポート課総務班	13
2. 老人福祉センター	14
3. デイサービスほほえみ（通所介護、短期集中型通所サービス）	16
4. デイサービスほのぼの（認知症対応型通所介護）	19
5. ヘルパーステーション岡福（訪問介護（高齢者）、居宅介護・重度訪問介護（障がい児・者）、産前産後ホームヘルプサービス）	21
6. 養護老人ホーム	23
7. 居宅介護支援事業所	25
8. 地域包括支援センター	27
9. 年金者住宅ゆとりの里（住宅型有料老人ホーム）	30

### 【3】障がいサポート課

1. 障がいサポート課総務班	31
2. 希望の家（就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援B型）	32
3. のぞみの家（就労継続支援B型、生活介護）	34
4. そだちの家（生活介護）	36
5. にじの家（生活介護、日中一時支援）	38
6. 友愛の家（地域活動支援センター）	40
7. 福祉の村相談支援事業所	41
8. こども発達支援センター（児童発達支援センター、岡崎市療育的支援、日中一時支援、保育所等訪問支援）	43
9. こども支援センターすだち（児童発達支援、放課後等デイサービス）	46
10. こども支援センターつむぎ（児童発達支援、放課後等デイサービス）	48

11. こども発達支援センターむつみ（児童発達支援センター、日中一時支援、放課後等デイサービス）	50
12. みのりの家（短期入所・自立生活訓練、日中一時支援）	53
13. 法人後見事業	55
14. こども発達センター等管理事業	56
15. 放課後等デイサービスあずき	57
16. 放課後等デイサービスみどり	59
17. 放課後等デイサービスほたる	61
18. 【新規】放課後等デイサービス第二むつみ	63

## I 3か年計画

### 【1】総務課

#### 1. 経営方針

社会福祉法人として、透明性、公正性の高い組織統治を行うため、経営組織のガバナンス及び財務規律の強化を図り、安心、安全な福祉サービスを提供する。また、地域における福祉サービスの中核的役割を担うため、地域福祉のニーズに応える事業活動を積極的に展開し、地域に根ざした、頼られる事業団を目指す。

引き続き安定した事業運営を継続するため、人件費高騰などの支出上昇に対応する必要がある、指定管理施設運営や岡崎市からの受託事業に頼らず、自主事業の新規開設などを積極的に検討するとともに不採算事業の取扱いについて、法人としての方向性を定める。

また、少子高齢化に伴う労働力不足のなか、引き続き有能な人材確保のため、職員採用方法の見直しを図るとともに、職員育成体制を構築し、質の高い職員の育成に努める。更に、限られた職員で専門性の高いサービスを提供するため、生産性の向上を推進していくとともに、現在働いている職員のモチベーションアップに結びつく人事評価の検討及び長く働ける環境の構築に向け、階層別研修の実施や定年退職年齢及び定年退職後の再雇用職員の処遇面の見直しなどの検討を進めていく。

#### 2. 取り巻く環境の変化（制度改正、国や市の方針、重要な契約の更新など）

年度	内容
2026年度	<ul style="list-style-type: none"><li>次期指定管理業務の受託開始</li><li>女性活躍推進法改正</li><li>障害者雇用率の引上げ（2.7%へ）</li><li>マイナンバーカード刷新</li></ul>
2027年度	<ul style="list-style-type: none"><li>介護保険制度改正</li><li>厚生年金制度改正</li><li>労働基準法改正（連続勤務の上限規制（14日以上の連続勤務禁止）など）</li><li>新リース会計基準の適用開始</li></ul>
2028年度	<ul style="list-style-type: none"><li>雇用保険制度の適用拡大（週10時間以上の労働者対象へ）</li><li>遺族年金制度改正</li></ul>

#### 3. 重点取組事項

項目	2026年度	2027年度	2028年度
生産性向上の推進	検討	実施	→
【新規】職員採用方法の拡充	準備	実施	検証
【新規】人事評価制度の見直し	準備	実施	検証
職員育成体制の見直し	実施	検証	→
正規職員定年退職年齢の検討	情報収集	検討	→
臨時職員定年制の導入	規程改正	適用開始	→
福祉避難所受入れ体制の確立	協議	実施	検証

## 【2】高齢サポート課

### 1. 経営方針

社会の変化や多様なニーズに柔軟な対応をするため、常に高いアンテナを持ち、自主事業の実施に向けた検討を行うなど、「地域に根ざした主体性のある事業団」を目指す。その一環として、地域福祉センターに子育て支援拠点としての機能を追加し、子育て世代が安心して相談・交流できる場を充実させることで、地域全体の支援体制の強化に取り組む。

地域福祉センターは、地域福祉の拠点として、『まちサポ（まちのふくしサポート室）』という相談機能に加え、地域社会とつながりを深め、多世代がともに支え合い、学び合える場を創出する。

多世代がかかわるイベントの開催、高齢者・子ども・親世代が気軽に集える地域拠点としての施設づくり、世代を超えて助け合う相互支援の仕組みづくりなど、全ての世代が安心して過ごせる共生社会の実現に貢献する。多くの方に、より親しみを持っていただけるよう、2025年4月に変更した愛称「とはなす＝～と話す」を周知していく。地域との連携状況や取組み成果は、SNS（ソーシャルネットワークサービス）や広報誌を通じて積極的に公開し、住民の関心を高める。

各事業においては、地域社会の福祉を支えるために高い専門性と温かな人間性を備えた人材の育成に取り組む。教育や研修を通じて、利用者一人一人に寄り添い、専門職としてのノウハウを活かした質の高いサービスを提供するとともに、自立支援に沿った個別ニーズへの対応を積極的に行う。ICTの活用を積極的に推進し、ケアプランデータ連携システムの導入を進めるなど、職員の負担軽減を図ることで、利用者支援に向けた時間と労力を最大限に活かせる体制を構築する。

8050問題やダブルケアなど、近年増加している複雑化したケースにおいては、市や医療機関などの多職種と連携・協働した包括的なサポートと、地域資源を活用した連携により、きめ細やかな相談支援を提供する。また、認知症への正しい理解の促進と、協力体制の構築を進める。

入所施設においては、健全な施設運営を確保するために、収支の見直しや存続の可能性についての在り方を検討する。

### 2. 取り巻く環境の変化（制度改正、国や市の方針、重要な契約の更新など）

年度	内容
2026年度	<ul style="list-style-type: none"><li>次期指定管理業務の受託開始（2026～2030年度）</li><li>高年者センター岡崎、岡崎市地域福祉センターの入浴営業日の変更（4月～）</li><li>地域子育て支援拠点事業の開始</li><li>介護報酬改定（臨時）</li></ul>
2027年度	<ul style="list-style-type: none"><li>介護保険制度改正、介護報酬改定</li><li>第5次岡崎市地域福祉計画（2027～2031年度）開始</li><li>第10期岡崎市地域包括ケア計画（高齢者福祉計画、介護保険事業計画）（2027～2029年度）開始</li></ul>
2028年度	<ul style="list-style-type: none"><li>次期指定管理業務に向けての内部検討、岡崎市との協議</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>65歳以上高齢者のうち、認知症高齢者が増加</li><li>世帯主が65歳以上の単身世帯や夫婦のみ世帯が増加</li><li>今後、「地域共生社会」の構築の実現に向け、地域づくりを強化<ul style="list-style-type: none"><li>*「地域包括ケアシステム」の構築を継続して実現</li><li>*自立支援、重度化防止、医療、介護の連携</li></ul></li></ul>

その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 認知症施策を「共生」「予防」の両輪で推進</li> <li>* 周囲や地域の力で生活上の困難を減らし、幸せに暮らせる基盤づくり</li> <li>* 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備</li> <li>* 住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる体制づくりを支援</li> <li>* 世帯全体の複合化、複雑化した課題を受け止め、総合的な支援体制づくりを推進</li> </ul> <p>・ 2025年（団塊の世代が75歳以上となる）と2040年（団塊ジュニアの世代が65歳以上となる）の人口構造の変化により、人手不足が懸念</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 生産性の向上及び人材育成</li> </ul>
-----	---

### 3. 重点取組事項

#### (1) 高齢サポート課総務班

項目	2026年度	2027年度	2028年度
収支改善方策の提案	提案・実施 ・検討	→	→
子どもから高齢者までの健康づくりの支援	検討・実施	→	→
生産性向上の推進	検討・実施	→	→
<b>【新規】</b> 新規施設にかかわる準備	視察・検討	準備	実施

#### (2) 老人福祉センター

項目	2026年度	2027年度	2028年度
多世代化に伴う利用者層の拡大	実施・検証	→	→
<b>【新規】</b> 地域子育て支援拠点事業の実施	実施	実施・検証	→
老人福祉センターにおける多世代型地域福祉拠点の推進	実施・検証	→	→
来館者の満足度向上を目指した運営	実施	→	→
SNSなどを活用した広報の拡大	実施・検証	→	→

#### (3) デイサービスほほえみ

項目	2026年度	2027年度	2028年度
安定した利益確保の検討	検討・実施	→	→
人材育成体制の構築	検討・実施	→	→
介護者支援サービスの新設	実施	→	→
I C Tの活用	検討・実施	→	→
<b>【新規】</b> 新規施設にかかわる準備	視察・検討	準備	実施

(4) デイサービスほのぼの

項目	2026年度	2027年度	2028年度
認知症の理解を目的とした地域連携強化	検討・実施	→	→
I C Tの活用	検討・実施	→	→

(5) ヘルパーステーション岡福

項目	2026年度	2027年度	2028年度
人材確保と情報発信の強化	検討・実施	→	→
人材育成の強化	検討・実施	→	→
I C Tの活用	検討・実施	→	→

(6) 養護老人ホーム

項目	2026年度	2027年度	2028年度
B C P（事業継続計画）の取組み	実施	→	→
医療連携体制の充実に向けた取組み	準備	実施	検証
多世代・地域交流への取組み	実施	→	→
施設の在り方の検討	検討	実施	検証

(7) 居宅介護支援事業所

項目	2026年度	2027年度	2028年度
自立支援に資する質の高いケアマネジメントの実現	実施	→	→
複合化・複雑化する支援ニーズに対応する支援力の強化	実施	→	→
I C Tの活用	実施・検討	→	→
【新規】インフォーマルサポート（介護保険外サービス）の活用	実施	→	→

(8) 地域包括支援センター

項目	2026年度	2027年度	2028年度
地域包括ケアシステムの実現に向けた取組みの推進	実施	→	→
世代や属性を超えた相談体制の強化	実施	→	→
居場所や交流の場所づくりの構築	実施	→	→
人材育成の強化・生産性の向上	実施	→	→
業務マニュアルに沿った勉強会とマニュアルの検証	実施・検証	実施	→

(9) 年金者住宅ゆとりの里

項目	2026年度	2027年度	2028年度
施設の在り方の検討	実施	→	→
健康維持と生きがいの強化	実施	→	→

### 【3】障がいサポート課

#### 1. 経営方針

全ての職員が障がいのある方の権利擁護と虐待防止に関する法令を遵守し、利用者一人一人を尊重する支援を行う。また、地域共生社会の実現に向けて障がい児者に地域交流する機会を提供し、社会参加を促進する。

運営面では、長期安定性のある福祉事業経営を実現するために施設譲渡から強化している民間的視点での経営方針を継続し、積極的な新規事業の実施や法令に沿った人員配置と組織体制にする。現場には ICT 化を推進し、業務効率の向上や職員や保護者間の情報共有がしやすくなることで働きやすい環境にする。

児童分野においては、岡崎市に不足している療育の場を計画的に整備し、2か所の児童発達支援センターを中心とした専門性の高い療育サービスを提供して、地域の事業所が受入れ困難なお子さんに対してもサービスが提供できるようにする。

具体的な計画として2026年4月に法性寺町、2027年4月に東大友町に放課後等デイサービスを開設し、2028年4月に東本郷町に児童発達支援と放課後等デイサービスが開設できるように準備を進める。地域に密着したサービスが行えるように2030年までに北部、東部地域にも障がい児通所支援事業所の開設について目指していく。

成人分野においても、児童分野同様に多様化している利用者ニーズに対応するため、必要に応じたサービス事業所を整備する。福祉の村については、保護者の高齢化による介護負担が増加傾向にあることや強度行動障がいがある方が増加傾向にあり、セーフティネットを原則としたサービス提供を行う。また、福祉の村夏まつりや福祉の村クリスマス会などを通じて地域交流を行い、地域活動支援センター、相談支援事業の機能を活かして、関係機関との連携・地域福祉の活性化に貢献する。

具体的な計画として2027年4月に東大友町に生活介護・就労継続支援B型を開設し、同年の夏頃に同敷地内にグループホームが開設できるように準備を進める。

#### 2. 取り巻く環境の変化（制度改正、国や市の方針、重要な契約の更新など）

年度	内容
2026年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・法性寺町に放課後等デイサービス事業所開設</li><li>・「岡崎市こども発達センターこども発達支援センター」の次期指定管理業務の受託開始（2026～2030年度）</li><li>・市「第5次岡崎市障がい者基本計画」見直し</li></ul>
2027年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・東大友町に生活介護、就労継続支援B型、放課後等デイサービス事業所開設</li><li>・障害者総合支援法「制度改正」、「報酬改定」</li><li>・県「あいち障害者福祉プラン（第5期障害者計画）」、「第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画」</li><li>・市「第6次岡崎市障がい者基本計画」、「第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画」</li></ul>
2028年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・東大友町にグループホーム開設</li><li>・東本郷町に児童発達支援、放課後等デイサービス事業所開設</li><li>・国障害者基本計画（第6次）</li></ul>

その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>岡崎市の身体障がい者手帳所持者は、10,954人でほぼ横ばい傾向</li> <li>岡崎市の療育手帳所持者は3,481人で(A)1,241人、(B)924人、(C)1,316人で年々増加傾向。18歳未満は1,205人、18歳以上が2,276人で、全年齢で増加傾向</li> <li>岡崎市の精神保健福祉手帳所持者は5,469人で1級640人、2級3,810人、3級1,019人で年々増加傾向（2025年4月1日時点）</li> </ul>
-----	--

### 3. 重点取組事項

#### (1) 障がいサポート課総務班

項目	2026年度	2027年度	2028年度
【新規】新規開設施設の準備	実施・開設	実施・開設	実施・開設
収支改善方策の提案	検討・実施	→	→
児童支援システムの導入	実施	検証	→

#### (2) 希望の家

項目	2026年度	2027年度	2028年度
新規利用者の獲得と就職者の輩出（就労移行）	実施	検証	→
作業工賃の向上と就労移行支援の体験（就労継続支援B型）	実施	検証	→
【新規】就労選択支援の円滑な運営と同法人事業所への紹介	実施	検証	→

#### (3) のぞみの家

項目	2026年度	2027年度	2028年度
作業工賃の安定と就労移行支援事業所の体験（就労継続支援B型）	実施	検証	→
【新規】建物南側空き地のグラウンドへの整備と活用	実施	検証	→

#### (4) そだちの家

項目	2026年度	2027年度	2028年度
強度行動障がい者への支援強化	実施	→	→
実習生受入れの強化	実施	→	→
【新規】車いす対応車両の導入	実施	完了	—

(5) にじの家

項目	2026 年度	2027 年度	2028 年度
新規利用者契約に向けた取組み	実施	→	→
【新規】入浴提供時間などの見直し	実施	→	→
利用者の意思決定支援の推進	実施	検証	→

(6) 友愛の家

項目	2026 年度	2027 年度	2028 年度
新規講座・イベントの実施	実施・検証	→	→
【新規】障がい者スポーツの普及	実施・検証	→	→

(7) 福祉の村相談支援事業所

項目	2026 年度	2027 年度	2028 年度
【新規】精神科病院との連携	実施	→	→
【新規】医療的ケア児支援のガイドブック作成	実施	検証	→
関係機関との連携強化	実施	→	→

(8) こども発達支援センター

項目	2026 年度	2027 年度	2028 年度
【新規】重層的な地域支援体制の構築及びインクルージョンの推進	実施	→	→
【新規】児童支援システム導入による利用者・保護者への連絡の強化及び業務の効率化	実施	検証	→
支援の質・業務水準統一のための合同会議の実施	実施	→	→

(9) こども支援センターすだち

項目	2026 年度	2027 年度	2028 年度
保護者を対象とした職員による勉強会の実施（放課後等デイサービス）	実施	→	→
支援の質・業務水準統一のための合同会議の実施	実施	→	→
【新規】児童支援システム導入による利用者・保護者への連絡の強化及び業務の効率化	実施	検証	→

## (10) こども支援センターつむぎ

項目	2026年度	2027年度	2028年度
保護者を対象とした職員による勉強会の実施（放課後等デイサービス）	実施	→	→
支援の質・業務水準統一のための合同会議の実施	実施	→	→
【新規】児童支援システム導入による利用者・保護者への連絡の強化及び業務の効率化	実施	検証	→

## (11) こども発達支援センターむつみ

項目	2026年度	2027年度	2028年度
【新規】重層的な地域支援体制の構築及びインクルージョンの推進	実施	→	→
【新規】児童支援システム導入による利用者・保護者への連絡の強化及び業務の効率化	実施	検証	→
支援の質・業務水準統一のための合同会議の実施	実施	→	→

## (12) みのりの家

項目	2026年度	2027年度	2028年度
【新規】プライバシー保護方策の検討	実施	→	→
【新規】寝具リースの廃止	検討・実施	→	→
重度心身障がい者の支援向上	実施	→	→

## (13) 法人後見事業

項目	2026年度	2027年度	2028年度
安定した支援体制の維持	実施	→	→

## (14) こども発達センター等管理事業

項目	2026年度	2027年度	2028年度
【新規】有料貸出施設の稼働率の向上のためのチラシ作成とPR	実施	→	→
キャッシュレス決済の利用促進	実施	→	→
備品の計画的な更新のための状態の確認	実施	→	→

## (15) 放課後等デイサービスあずき

項目	2026年度	2027年度	2028年度
保護者を対象とした職員による勉強会の実施	実施	→	→
支援の質・業務水準統一のための合同会議の実施	実施	→	→
【新規】児童支援システム導入による利用者・保護者への連絡の強化及び業務の効率化	実施	検証	→

## (16) 放課後等デイサービスみどり

項目	2026年度	2027年度	2028年度
保護者を対象とした職員による勉強会の実施	実施	→	→
支援の質・業務水準統一のための合同会議の実施	実施	→	→
【新規】児童支援システム導入による利用者・保護者への連絡の強化及び業務の効率化	実施	検証	→

## (17) 放課後等デイサービスほたる

項目	2026年度	2027年度	2028年度
保護者を対象とした職員による勉強会の実施	実施	→	→
支援の質・業務水準統一のための合同会議の実施	実施	→	→
【新規】児童支援システム導入による利用者・保護者への連絡の強化及び業務の効率化	実施	検証	→

## (18) 【新規】放課後等デイサービス第二むつみ

項目	2026年度	2027年度	2028年度
保護者を対象とした職員による勉強会の実施	実施	→	→
支援の質・業務水準統一のための合同会議の実施	実施	→	→
児童支援システム導入による利用者・保護者への連絡の強化及び業務の効率化	実施	検証	→

## II 単年度計画

### 【1】総務課

#### 1. 実施事業

##### (1) 指定管理事業

- ・岡崎市総合老人福祉センター
- ・岡崎市地域福祉センター（中央、北部、南部、西部、東部）
- ・岡崎市こども発達センターこども発達支援センター

##### (2) 受託事業

- ・介護予防事業
- ・短期集中型通所サービス（高年者、中央、南部、西部、東部）
- ・産前産後ホームヘルプサービス事業（ヘルパーステーション岡福）
- ・地域包括支援センター（高年者、ふじ、中央、北部、南部、西部、東部）
- ・地域子育て支援拠点事業（高年者、中央、北部、南部、西部、東部）
- ・地域活動支援センター（友愛の家）
- ・障がい支援区分認定調査

##### (3) 自主事業

- ・障害福祉サービス事業（希望の家、のぞみの家、そだちの家、にじの家、みのりの家）
- ・訪問介護事業（ヘルパーステーション岡福）
- ・法人後見事業（友愛の家）
- ・住宅型有料老人ホーム（年金者住宅ゆとりの里）
- ・日中一時支援事業（にじの家、みのりの家、こども発達支援センター、むつみ）
- ・相談支援事業所
- ・児童発達支援センター（むつみ）
- ・児童発達支援事業（すだち、つむぎ）
- ・放課後等デイサービス（あずき、みどり、すだち、ほたる、つむぎ、むつみ、第二むつみ）

#### 2. 理事会・評議員会の開催予定

開催予定年月	議案など	
2026年6月	理事会	2025年度事業報告 2025年度決算報告及び認定 定時評議員会の開催 (報告) 理事長、副理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行状況
	評議員会	2025年度事業報告 2025年度決算報告及び認定
2026年11月	理事会	新年度予算承認前に契約締結を必要とする契約について (報告) 理事長、副理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行状況
2027年2月	理事会	評議員会の開催

2027年3月	理事会	2027年度事業計画 2027年度資金収支予算 指定管理業務に関する年度協定の締結 役員等の賠償補償契約について
	評議員会	(報告) 2027年度事業計画 (報告) 2027年度資金収支予算

### 3. 監事監査の実施予定

実施予定年月	監査内容
2026年5月	2025年度決算監査

### 4. 研修計画

対象者	研修内容
管理職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マネジメント</li> <li>・カスタマーハラスメント</li> </ul>
中堅職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マネジメント</li> <li>・多職種連携</li> <li>・受け方、聞き方、わかりやすい説明の仕方</li> <li>・チームワーク</li> </ul>
新規採用職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規採用職員研修Ⅰ（事業団概要、接遇マナーなど）</li> <li>・          〃          Ⅱ（メンタルヘルス、施設見学）</li> <li>・          〃          Ⅲ（1年の振り返り）</li> </ul>
全職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事評価（期初）</li> <li>・虐待防止、身体拘束適正化</li> <li>・感染症予防</li> <li>・業務継続計画</li> <li>・個人情報保護</li> <li>・接遇マナー</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・送迎車両運転実技講習会</li> <li>・交通安全に関する講習会</li> </ul>

### 5. 地域における公益的な取組み

項目	内容
地域の要支援者に対する権利擁護支援	・法人後見事業
地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養護老人ホームで作った作物のこども食堂への提供</li> <li>・支援団体への地域福祉活動助成金の支給</li> </ul>
既存事業の利用料の減額・免除	・介護サービス利用料軽減（社福軽減）
地域の福祉ニーズなどを把握するためのサロン活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老福出張サロン</li> <li>・出前出張測定</li> </ul>
地域住民に対する福祉教育	・実習生、職場体験の受入れ

その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ふれあい夏祭り</li> <li>・とはなす祭</li> <li>・秋フェスティバル</li> <li>・福祉の村夏まつり</li> <li>・福祉の村クリスマス会</li> <li>・友愛みんなの食堂</li> <li>・グランドゴルフ大会</li> <li>・OKフードドライブ（フードバンク）</li> <li>・街頭監視活動の実施</li> <li>・福祉避難所協定の締結</li> </ul>
-----	---

## 6. 重点取組事項

### (1) 生産性向上の推進

限られた人材・資源の中においても、利用者一人一人に質の高い福祉サービスを継続的に提供するため、業務手順の見直しやICTの活用などを通じた生産性の向上に取り組む。あわせて、職員の業務負担の軽減と働きやすい職場環境の整備を進め、法人運営の持続可能性を高める。

項目	計画
【新規】業務の洗出し・課題の抽出	6月までに
【新規】各課の取組み状況の共有と検証	12月までに
【新規】生産性向上に関する具体的な提案	3月までに

### (2) 臨時職員定年制度の導入

臨時職員定年制度の適用開始（2027年3月31日）に向け、詳細なルールを定めるとともに書類などの整備を適切に行う。

項目	計画
【新規】定年制に関するルールの確立	9月までに
【新規】雇用契約書などの関連書類の整備	12月までに

### (3) 人事評価制度の見直し

従来的人事評価制度から、より福祉施設で働く職員に適した制度へ移行するため、2027年度の改定を目指して準備を進める。

項目	計画
【新規】検討会の開催	年3回
【新規】人事評価マニュアルの更新	1月までに

### (4) 職員採用方法の拡充

社会全体において介護人材が不足する中、当法人においても将来的に職員不足が予想されるため、従来の採用方法にとらわれない新たな採用手段を検討し、職員の確保に努める。

項目	計画
【新規】福祉系養成校などへの訪問	年4回以上
【新規】新たな採用手段の確立	3月まで

## 【2】高齢サポート課

### 1. 高齢サポート課総務班

#### (1) 事業の概要

課内の庶務・経理の事務を行う。更に理学療法士などのリハビリ専門職により、各事業へのサポートを行い、介護予防を推進する。

#### (2) 重点取組事項

##### ア. 収支改善方策の提案

高齢者センター岡崎デイサービスほほえみが変更した時間延長の運営方法をベースに、他のデイサービスについても、より改善効果が高い運営方法の試算・提案を行う。

また、他の事業の収支改善についても具体的な提案を行い、よりよい運営方針を検討する。

項目	計画
デイサービスなどの収支改善の試算・提案	10月までに

##### イ. 子どもから高齢者までの健康づくりの支援

介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防教室・短期集中型通所サービスなど）について、より効果的に実施できるように、リハビリ専門職によるサービス内容向上や仕様内容を提案する。

また、地域子育て支援拠点事業の講習や、多世代型地域福祉拠点の推進に伴うイベントの提案や協力をする。

項目	計画
介護予防・日常生活支援総合事業の提案	3月までに
地域子育て支援拠点事業の講習、多世代交流イベントの実施	年1回以上

##### ウ. 生産性向上の推進

より一層の業務効率化を図るため、ケアプランデータ連携システムの導入と、ほのぼのシステム（介護業務支援ソフト）やSNS、生成AIなどの活用方法を各事業で検討できるように支援する。また、新たなICTの活用を提案する。

項目	計画
各事業のICT活用検討会への出席と要望対応	年4回以上

##### オ. 新規施設にかかわる準備

自主事業として、新規デイサービス事業所を立ち上げ、指定管理事業とは別に、民間として柔軟な運営が可能な事業拠点を確保することで、新しいサービスの質向上及び収益性向上が期待できるか検証をする。

項目	計画
新規デイサービスの試算・提案	10月までに

## <社会福祉事業>

### 2. 老人福祉センター

#### (1) 事業の概要

市内に在住する方を対象に、教養講座や生涯学習講座、介護予防教室などを企画・運営し、地域住民の健康の増進、教養の向上を図る。また、趣味の活動やレクリエーション、健康な体づくりを行う場として施設を提供するとともに、健康に関することなど、各種相談に応じる。イベントなどを通して多世代間の交流を図ることで、安心して暮らせる地域の結節点としての役割を果たす。

#### (2) 利用計画

延べ利用者数（人）

サービス区分	2023年度	2024年度	2025年度 (見込)	2026年度 計画
高年者老人福祉センター	85,069	102,251	106,000	111,000
中央地域老人福祉センター	36,799	40,961	45,000	46,000
北部地域老人福祉センター	45,763	52,001	45,000	47,000
南部地域老人福祉センター	63,569	67,565	67,800	69,000
西部地域老人福祉センター	40,188	47,540	49,900	52,000
東部地域老人福祉センター	39,722	42,923	46,000	50,000
計	311,110	353,241	359,700	375,000

#### (3) 利用計画に対する取組み

多世代化施設の積極的な展開を進めるにあたって、老人福祉センターの機能を維持しながら、若年層の利用を拡大する。保育園や学校との協力関係を推し進め、SNSなどを利用した積極的な情報発信、地域包括支援センターなどと連携しての地域資源の収集に努め、拡張的かつ持続可能な多世代交流の拠点を目指す。

#### (4) 重点取組事項

##### ア. 多世代化に伴う利用者層の拡大

利用対象年齢の拡大に伴う地域福祉センターの利用について、多世代交流イベントや地域行事などへの参加を通して継続的な周知を図る。多世代イベントの企画の段階から地域住民などと協働することで、多世代間における幅広い交流の場を築いていく。運営懇談会において様々な年代から幅広い意見を聴き、老人福祉センターの今後の在り方について検討する。

項目	計画
学校や地域の方などと企画から検討する多世代交流イベントの開催	各館：年2回以上
地域の行事などへの積極的な参加	各館：年3回以上
多様な参加者による運営懇談会の開催	各館：年2回以上

#### イ. 地域子育て支援拠点事業の実施

家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大などに対応するため、地域において子育て親子の交流などを促進する子育て支援拠点を運営する。子育て世代と地域をつなぐ役割を担っていく。

項目	計画
【新規】子育て及び子育て支援に関する講習などの実施	各館：月1回・年12回以上
【新規】地域支援に関する取組み (高齢者・地域学生など地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組みなど)	各館：3月までに実施

#### ウ. 老人福祉センターにおける多世代化拠点の推進

老人福祉センターが多世代拠点を推進するに当たり、独自性をもった施設として展開するための方向性を施設長会議などにおいて定期的に検討していく。

項目	計画
施設長会議などにおける検討	全体：年6回以上

#### エ. 来館者の満足度向上を目指した運営

来館者の満足度向上及び新規利用者の獲得を目指して、新たなイベントを企画・実施する。

多世代化した利用者に対して対応ができるよう、老福会議などにおいて子育て支援などの知識や技術の向上を図る。

項目	計画
eスポーツの活用における継続実施	各館：毎月又は常時
多世代化に伴う知識などの向上	各館：年1回以上

#### オ. SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などを活用した広報の充実

LINEやホームページなどを活用した広報を展開する。現状を把握し、その内容を検証することで、より効果的な広報につなげる。その他の広報手段における有効性などを検証し、広報の拡充を図る。

項目	計画
施設長会議などにおける検討	全体：年3回以上

### 3. デイサービスほほえみ（通所介護、短期集中型通所サービス）

#### （1）事業の概要

日常生活を営む上で介護を要する方や、積極的に介護予防に取り組む必要のある方を、専用の送迎車両で自宅から送迎し、入浴・排泄・食事の介助や機能訓練などの支援を行い、高齢者が住み慣れた環境で、より自立した生活を継続できるようサポートする。

#### （2）利用計画

##### 通所介護稼働率（％）

サービス区分	2023年度	2024年度	2025年度 (見込)	2026年度 計画
高年者デイサービスほほえみ	79.5	79.3	86.8	86.5
中央デイサービスほほえみ	82.1	82.7	84.8	79.0
北部デイサービスほほえみ	94.5	84.1	88.3	92.0
南部デイサービスほほえみ	73.0	83.0	87.8	88.5
西部デイサービスほほえみ	79.5	84.2	80.0	86.9
東部デイサービスほほえみ	79.0	87.1	86.5	93.0
平均	81.2	83.4	85.7	87.7

※西部デイサービスほほえみは、2025年度から定員変更（25人→30人）

※中央デイサービスほほえみは、2026年度から定員変更（30人→40人）

##### 短期集中型通所サービス（ぼじていぶ）稼働率（％）

サービス区分（※）	2023年度	2024年度	2025年度 (見込)	2026年度 計画
高年者ぼじていぶ	56.3	75.3	45.0	50.0
中央ぼじていぶ	71.9	85.0	83.6	85.0
南部ぼじていぶ	84.9	81.5	60.0	75.0
西部ぼじていぶ	84.4	65.1	66.0	70.0
東部ぼじていぶ	58.7	70.5	75.0	60.0
平均	71.2	75.5	65.9	68.0

※一体的な事業として、「デイサービスほほえみ」のサービス区分に含める

#### （3）利用計画に対する取組み

時代の変化や、利用者・家族の多様な要望に応えるため、「これからのデイサービスに求められるもの」をしっかりと捉え、より豊かな暮らしを実現する重要な役割を果たしていくことで、満足度向上につなげる。

更に、LINEを活用し、介護者・家族との迅速な情報の共有を図る。また、タイムリーな情報発信をすることで、介護支援専門員との連携を深め、新規契約につなげる。

#### (4) 重点取組事項

##### ア. 安定した収益確保の検討

安定した収益を確保するため、提供時間及び定員数の適正化を図るとともに、加算プロジェクトによる加算の検討と検証を進め、算定率の向上を狙う。また、自立支援を軸としたプログラムの提供により、特徴のある施設づくりを行い、利用者満足度及び稼働率向上につなげる。

項目	計画
提供時間の延長及び定員変更に向けた検討（経営会議・施設長会議・管理者会議）	月1回以上
加算プロジェクトによる検討・検証（入浴加算Ⅱ・ADL維持等加算）	月1回以上
多世代交流（保育園・放課後等デイサービス・地域イベント）	高年者：年4回以上
地域との相互交流（保育園・学校）	中央：年4回以上
地域との多世代交流	北部：年4回以上
地域に出向いた多世代交流（保育園・小中学校・地域イベントなど）	南部：年6回以上
イベント・クラブ活動を行う（企画・起案・広報・進捗・振返りの確立）	西部：年3回以上
個別活動の成果発表（地域文化祭での舞台発表・作品展他マルシェでの作品販売）	東部：年2回

##### イ. 人材育成体制の構築

未経験の有資格者及び無資格者の採用により、福祉人材の雇用へつなげ、生活相談員を中心に作成した「育成シート」の実践・検証を行い、新人職員及び介護技術指導者の育成を図る。また、職員交換研修を実施することで、人材育成だけでなく職場環境の改善を図る。

項目	計画
育成シートの検証（生活相談員会議）	月1回以上
職員交換研修の実施（5日間）	年2回以上

##### ウ. 介護者支援サービスの新設

要介護者とその家族が安心して住み慣れた場所での生活が続けられるよう、介護負担の軽減や介護力のサポートとして、新たな介護者支援サービスを実施するための検討を行う。顧客満足度調査による、利用者及び介護者のニーズ把握をし、実施可能なものから随時開始することで、利用者満足度の向上と新規契約につなげる。

項目	計画
介護者支援サービス導入の検討（管理者会議・生活相談員会議）	年4回以上
新たな介護支援サービスの実施	随時

## エ. ICTの活用

業務効率化を図るために導入した介護業務支援ソフトの未使用機能など、効率化につながる機能を抽出、試行し、ペーパーレス化に向けた検討を進める。また、厚生労働省が推進するケアプランデータ連携システムの導入を進め、生産性向上を図る。

項目	計画
システム活用検討会の開催 (管理者会議・生活相談員会議・看護師会議)	年4回以上
新たな機能の活用と共有	各館：随時
【新規】ケアプランデータ連携システムの導入	5月末までに

## オ. 新規施設にかかわる準備

指定管理施設以外の独立した拠点において、新規デイサービス事業所を立ち上げ、指定管理事業とは別に、民間として柔軟な運営が可能な事業拠点を確保することで、新しいサービスの資向上及び収益性向上が期待できるか検証をする。

項目	計画
新規デイサービスの試算・提供	10月までに

#### 4. デイサービスほのぼの（認知症対応型通所介護）

##### （1）事業の概要

認知症のある方を対象として、日常生活を営む上で支障となる状態を改善するために日帰りで入浴・排せつ・食事などの介助や機能訓練などの支援を行い、認知症になっても住み慣れた環境で、より安定した生活を継続できるようにサポートする。

##### （2）利用計画

稼働率（％）

サービス区分	2023年度	2024年度	2025年度 (見込)	2026年度 計画
高年者デイサービスほのぼの	67.1	60.4	65.0	65.0
中央デイサービスほのぼの	44.7	65.8	47.0	—
北部デイサービスほのぼの	68.0	59.0	62.6	65.0
平均	59.9	61.7	58.2	65.0

※中央は2026年度から事業廃止

##### （3）利用計画に対する取組み

利用者が心穏やかに過ごし、かつ適度な運動によりADL（日常生活動作）を維持できるよう専門性の高い支援を提供する。利用者と家族の双方が安心と喜びがある安定した精神状態を維持することで、可能な限り在宅介護が継続できるようサポートし、稼働率の維持・向上につなげる。

また、サービスの個別化に取り組むことで、利用者・介護者・家族の満足度を向上させる。更に、LINEを活用し、介護者・家族との迅速な情報の共有を図り、また、タイムリーな情報発信をすることで介護支援専門員との連携を深め、新規契約につなげる。

##### （4）重点取組事項

###### ア．認知症の理解を目的とした地域連携の強化

認知症の方が地域社会において尊厳を保持しつつ、他の人と共生ができるよう、本人や家族が主体的に地域とかかわっていけるための環境づくりとして、認知症の理解を目的とした、やさしい地域づくりに向けた地域連携の強化を行う。

また、認知症介護実践者研修及び認知症介護実践リーダー研修の履修を推進し、専門性の高い職員の育成を図り、新規契約者の増加につなげるため、事業間の連携の強化を進め、介護者同士の情報や意見交換、心情の共有を目的とした場所を提供する。

項目	計画
地域交流の実施（老人福地センター、地域包括支援センターとともに認知症カフェなどを開催）	年1回以上
認知症サポーター養成講座の開催	各館：年1回以上 2事業共催：1回以上

キャラバン・メイトの育成	各館：1人
家族懇談会（意見交換会）の開催	各館：年1回以上
認知症介護実践者研修及び認知症介護実践リーダー研修の履修率向上	各館：1人

※キャラバン・メイトとは、「認知症サポーター養成講座」を企画・開催し、講師を務めることができる者のことをいう。

#### イ. ICTの活用

業務効率化を図るために導入した介護業務支援ソフトの未使用機能など、効率化につながる機能を抽出、試行し、ペーパーレス化に向けた検討を進める。また、厚生労働省が推進する、ケアプランデータ連携システムの導入を進め、生産性向上を図る。

項目	計画
システム活用検討会の開催 (管理者会議・生活相談員会議・看護師会議)	年4回以上
ペーパーレス化の検討	月1回以上
【新規】ケアプランデータ連携システムの導入	5月末までに

## 5. ヘルパーステーション岡福

(訪問介護(高齢者)、居宅介護・重度訪問介護(障がい児・者)、産前産後ホームヘルプサービス)

### (1) 事業の概要

(訪問介護(高齢者)、居宅介護・重度訪問介護(障がい児・者))

介護を必要としている方の自宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの介護や、調理、洗濯、掃除などの家事、生活に関する相談や助言などの支援をする。

(産前産後ホームヘルプサービス)

出産前や出産後間もない時期に、体調がすぐれず、援助を必要としながらも、日中家族からの支援が受けられない方の自宅を訪問し、家事や育児、相談や助言などの支援をする。

### (2) 利用計画

延べ訪問時間数(時間)

サービス種別	2023年度	2024年度	2025年度 (見込)	2026年度 計画
訪問介護(高齢者)	8,718	9,106	9,543	10,335
居宅介護・重度訪問介護 (障がい児・者)	2,235	1,852	1,968	2,250
産前産後ホームヘルプ サービス	349	107	38	60
計	11,259	11,065	11,549	12,645

### (3) 利用計画に対する取組み

ヘルパーの高齢化に伴い、職員の体調不良などにより全体の稼働時間の減少が懸念されるため、引き続き職員雇用を進め、登録ヘルパーの増員を図る。また、居宅介護に対応できる職員が減少し、サービス展開に苦慮することも多いため、人材育成の強化を図り、より専門性を高め、各サービス提供を柔軟に対応できるように努める。更に、介護保険外の自費サービスの受入れを増やすとともに、業務の軽減、効率の良い対応を図るためにICT化を進める。

### (4) 重点取組事項

#### ア. 人材確保と情報発信の強化

現状のサービス提供を維持しつつ、新たなサービス提供にも対応できる体制を整えるため、登録ヘルパーの安定的な雇用確保に努める。また、介護保険サービスに限らず、当事業所が提供する多様なサービス内容を積極的に周知し、地域における利用者の増加につなげていく。

項目	計画
採用に向けての情報発信	2027年3月までに
利用者増加に向けての情報発信	2027年3月までに

#### イ. 人材育成の強化

サービス種類に制限されることなく対応ができる職員を増やし、より専門的知識や技術を向上できるように職場内研修を強化する。また、より専門的な知識を得るため、他部署や専門職の協力、研修用コンテンツなどにより、障がい福祉事業や産前産後サービスの対応についての具体的、専門的な研修の機会を設ける。

項目	計画
法人内登録ヘルパー研修（介護技術向上）の開催	年12回以上
専門的知識向上にむけて、有資格者や映像コンテンツを使用した勉強会の開催	年2回以上
勤続年数に合わせた研修計画を立て、個々に合った研修の受講	年1回以上

#### ウ. ICT（情報通信技術）の活用

業務効率化、職員間のより詳細な利用者情報の共有、正確な事務連絡を図るため、ほのぼのシステムや新たなツールを活用し、効率化につながる機能を抽出する。また、検討会を開催し、効果のある機能を検証し、事業全体で活用する。更に、個々の職員間に差が出ないように、業務遂行能力の均一化・平準化を図るため、日頃から職員同士の技術交流に努める。

項目	計画
ケアパレット機能の活用・検討	年2回以上

## 6. 養護老人ホーム

### (1) 事業の概要

65歳以上で環境上の理由及び経済的な理由により、自宅での生活が困難と判断された方について、岡崎市が措置により入所を決定する。入所された方の自立及び社会復帰を目指し、個々の事情に寄り添いながら生活の援助を行う。

### (2) 利用計画

入所者数各月計（人）

サービス区分	2023年度	2024年度	2025年度 (見込)	2026年度 計画
措置入所	553	529	547	552

延べ利用日数（日）

サービス区分	2023年度	2024年度	2025年度 (見込)	2026年度 計画
短期保護	972	763	986	1095

### (3) 利用計画に対する取組み

家庭や住居などの環境上及び経済的な理由などにより、在宅で生活が困難な高齢者のみならず、制度の狭間で行き場のない高齢者を保護するなど、セーフティネットとしての機能を果たせるよう努めていく。空室の有効活用については、措置担当部署とも協議を行ったうえで、市外からの受入れについても検討していく。

#### ア. B C Pの取組み

B C Pを策定したうえで、研修・訓練を実施しているが、その取組みを効果的にするために、関係者が自主的に考えて取り組むことが重要である。引き続き入所者や職員が積極的に参加できるように防災会議でB C Pの見直しを行うとともに、取組みが定着するための仕組みを整える。

項目	計画
現行B C P計画の見直し、改定	年2回以上
訓練及び研修の活動計画の実施	12月までに
入所者や職員が参加する防災会議の開催	年2回

#### イ. 医療連携体制の充実に向けた取組み

施設に必要な医療連携体制について検討した上で、嘱託医や協力医療機関から適切な健康のサポートを受けられるように、協力医療機関との情報共有や入退院支援の方法など、制度に則した対応が行えるように体制を整える。

項目	計画
施設に必要な医療連携体制の検討	年2回以上
【新規】新たな医療連携体制の実施	12月までに

#### ウ. 多世代・地域交流への取組み

若年世代との交流の取組みとして、地域の学校などと交流を続けていく。地域でともに生きる社会への取組みとして、町内の子ども食堂とのかかわり、交通安全運動（立哨）への参加、地元のグラウンドゴルフへ参加など、地域の活動へ積極的に参加する。

項目	計画
若年世代との交流	年4回以上
地域との交流	年4回以上

#### エ. 施設の在り方の検討

開設から37年が過ぎ、施設・設備などの老朽化や入所者の変化により、居住性や支援体制の見直しが課題となっている。今後も安心して暮らすことができる施設であるために、先端的技術の活用や必要な設備更新、介護提供体制の見直し、個室化など空室の有効活用など、これからの養護老人ホームの在り方や果たすべき役割、支援方法などについて検討を続ける。

項目	計画
【新規】先端的技術の活用や必要な設備更新の検討	年2回以上
【新規】介護提供体制の見直しとケアの質を維持した柔軟な体制構築の検討	年2回以上
個室化など空室の有効活用と新たな支援方法の検討	年2回以上

## <公益事業>

### 7. 居宅介護支援事業所

#### (1) 事業の概要

介護を必要とされる方が、自宅で必要なサービスを適切に利用できるよう、本人の心身の状態や生活環境、本人や家族のニーズに基づきケアプランを作成する。主治医やサービス提供事業所、その他関係機関がスムーズに協働できるよう、連絡・調整を行う。

#### (2) 利用計画

ケアプラン作成件数（件）

サービス区分	2023年度	2024年度	2025年度 (見込)	2026年度 計画
高年者居宅介護支援事業所	2,140	2,237	2,304	2,280
中央居宅介護支援事業所	1,628	1,722	1,728	1,824
北部居宅介護支援事業所	1,626	1,618	1,800	1,776
南部居宅介護支援事業所	1,582	1,727	1,846	1,776
西部居宅介護支援事業所	1,619	1,719	1,872	1,776
東部居宅介護支援事業所	1,964	2,242	2,298	2,220
計	10,559	11,265	11,848	11,544

予防ケアプラン受託件数（件）

サービス区分	2023年度	2024年度	2025年度 (見込)	2026年度 計画
高年者居宅介護支援事業所	203	218	206	120
中央居宅介護支援事業所	169	197	165	96
北部居宅介護支援事業所	118	112	100	96
南部居宅介護支援事業所	193	194	155	96
西部居宅介護支援事業所	151	115	123	96
東部居宅介護支援事業所	296	291	274	120
計	1,130	1,127	1,023	624

※予防ケアプランは、地域包括支援センターが主に作成し、居宅介護支援事業所では、地域包括支援センターで担当できない要介護者のケアプラン作成を主に担当している。

#### (3) 利用計画に対する取組み

質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整え、客観的な指標である特定事業所加算の算定要件を満たすことで事業所としての信頼を得る。ケアプランの作成件数は、需要と介護保険制度で示される担当件数とのバランスを見ながら、信頼を受ける担当者間や事業所間での偏りがないう連携し、適正かつ経常収支の黒字拡大につながる件数管理を行う。また、ICTの活用を通じて業務の効率化を推進し、より効果的かつ持続可能な運営体制を構築する。

#### (4) 重点取組事項

##### ア. 自立支援に資する質の高いケアマネジメントの実現

作成したケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ、自立支援に資する適切なケアプランになっているか検証確認し、専門性の高いケアマネジメントを実施できるように会議と勉強会を開催する。

項目	計画
【新規】テーマに沿った内容の勉強会と検証後の課題について検討会議	全体：年6回 各館：年6回

##### イ. 複合化・複雑化する支援ニーズに対応する支援力の強化

複合化・複雑化する支援ニーズに対し、質の高い支援を行うため、多機関との協力・連携を行うことで、地域にある社会資源を把握するとともに、より多くの事例を共有することにより支援を強化する。

項目	計画
事例検討会などの開催	全体：年1回以上 各館：(他事業所向け、 自事業所向け)各年1回 以上

##### ウ. ICT（情報通信技術）の活用

書類作成や情報共有をデジタル化することで、手作業の負担を減らし、限られた時間をより多く利用者支援に充てるため、検討会を開催する。更に、個々の職員間に差がでないよう、業務遂行能力の均一化・標準化を図るため、日頃から職員同士の技術交流に努める。

項目	計画
モバイル端末活用の会議	全体：年4回以上
活用できるICTツールの検討会議	全体：年4回以上

##### エ. インフォーマルサポート（介護保険外サービス）の活用

介護保険サービスだけではなく、インフォーマルサポートや他制度を組み合わせ、より柔軟で個別性の高い支援を提供できるように、主任ケアマネジャーを中心に、情報共有や勉強会を開催、利用者、家族に情報提供や支援につなげる。

【新規】インフォーマルサポートや地域資源、他制度を含むケースの勉強会	全体：年6回
------------------------------------	--------

## 8. 地域包括支援センター

### (1) 事業の概要

地域住民の保健・医療の向上と福祉の増進を包括的に支援するために、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を一体的に実施する。

### (2) 利用計画

相談件数（件）

サービス区分	2023年度	2024年度	2025年度 (見込)	2026年度 計画
高年者地域包括支援センター	17,207	17,427	16,700	16,500
ふじ地域包括支援センター	18,202	18,906	17,100	17,000
中央地域包括支援センター	13,186	13,483	13,900	14,000
北部地域包括支援センター	16,158	14,771	15,500	15,500
南部地域包括支援センター	14,977	16,023	15,000	16,000
西部地域包括支援センター	20,376	20,653	20,000	20,000
東部地域包括支援センター	22,245	20,339	21,300	21,000
計	122,351	121,602	119,500	120,000

### (3) 利用計画に対する取組み

地域包括支援センターに求められている「地域の特性を生かした地域包括支援ネットワークの構築」を進めるため、目標を具体化して、計画的に実行する。個々の職員が自身のキャリアに合わせた役割を担い、計画に対する実施の過程を可視化しながら実行することにより、地域の自立と地域の諸問題の解決を支援する。

### (4) 重点取組事項

#### ア. 地域包括ケアシステムの実現に向けた取組みの推進

2025年問題から団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年問題へ移行するなかで、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるように、医療・介護・住まい・生活支援を一体に提供し、自治体や事業所、医療機関、地域住民と連携を図る。

また、見守りや相談支援、健康長寿のための講座や集いの場を行い、認知症高齢者を支えられる地域づくりなど、地域包括ケアシステムの現実に向けた取組みを推進する。

項目	計画
【新規】地域の課題について、地域住民と話し合いながら企画、開催	高年者：年2回以上
【新規】オレンジプロジェクト懇談会で認知症啓発の検討と実施	ふじ：年1回

【新規】介護予防・ACP（人生会議・健康や将来のことなど）意識向上のための教室やイベント	中央：年2回以上
多世代を対象に防災、減災についての講座やイベントなどを開催	北部：年2回以上
【新規】当事者を含めた本人主体の活動の場づくりに向けた話し合いを開催	南部：年2回
地域の課題に合わせた会議や企画・イベントの開催	西部：年2回以上
認知症当事者や家族を含めた介護者の集いを開催	東部：年10回以上
【新規】地域のニーズを反映した講座やイベントを開催	東部：年6回

#### イ. 世代や属性を超えた相談体制の強化

8050問題やダブルケア、生活困窮、ひきこもり、ヤングケアラーなど、世帯単位で複合化・複雑化した課題が増加する傾向にある。世代や属性を超えた方の包括的な相談を受ける「まちサポ」の周知を進め、既存の縦割り支援では補いきれない課題を多機関で連携できるよう、より多くの事例に接することにより、支援力を強化する。

項目	計画
困難事例・多職種連携の検討会の開催	全体：7回以上
ケアマネジャーと複雑な生活課題に対応するケース検討会を開催	高年者：年2回
地域住民や民生委員と課題解決に向けた勉強会やケース検討会の実施	ふじ：年6回
【新規】地域住民と多職種による交流及び勉強会の開催	中央：年1回以上
【新規】地域の企業や店舗などを対象に認知症などについての勉強会を開催	北部：年2回以上
【新規】民生委員、ケアマネジャー、地域包括支援センターなどとケース検討会議を開催	南部：年1回
【新規】多職種・地域役員を含めた事例検討会・交流会を実施	西部：年1回以上
【新規】障がい者支援事業所と勉強会やケース検討会の開催	東部：年1回以上

#### ウ. 居場所や交流の場所づくりの構築

少子高齢社会のなかで、次世代の担い手の育成も課題になっている。世代や属性を超えて地域住民が交流できる場や機会を生み出すため、仕組みづくりや仕掛けを行い、多世代交流を行う。

項目	計画
認知症対応の事業者と連携し、利用者のやりたいことを共に探し実現する	高年者：年2回以上
【新規】社会資源の活用や担い手、多世代交流できる場づくりに向けた検討会議の実施	ふじ：年2回
学校や地域住民と多世代交流できるイベントの企画、開催	中央：年2回以上 西部：年2回
【新規】栄養に関するイベントを開催し、交流と居場所づくりの促進	北部：年1回以上
健康フェスティバルで多世代交流ができる企画、実施	南部：12月までに
地域福祉センターと連携し、多世代交流ができる催しの企画、開催	東部：年2回以上

#### エ. 人材育成の強化・生産性の向上

様々な専門職や異なる経験年数の職員全員が、一つのチームとしてそれぞれの役割を果たし、機能できるよう、実践的な知識と経験を身に付ける。また、想像力や発想力を高めるため、法人内の地域包括支援センターでの活動を共有する機会を作る。

項目	計画
法人内の地域包括支援センター間の交流研修	各館：1月までに
課題目標を明らかにしたOJTの実施	各館：11月までに

#### オ. 業務マニュアルに沿った勉強会とマニュアルの検証

新人職員や、経験の浅い職員に対して、多岐にわたる業務を一通り経験ができるように、年間の業務スケジュールを参考に勉強会を行う。業務マニュアルを活用し、実務後に点検検証を行うことで、実践力と業務の質の向上を図る体制を構築する。

項目	計画
年間業務スケジュールに沿った勉強会・ケース検討会	全体：8回以上
【新規】管理者、指導者、新人職員などでマニュアル検証の会議	全体：1月までに

## 9. 年金者住宅ゆとりの里（住宅型有料老人ホーム）

### （1）事業の概要

60歳以上の方を入居対象とし、食事の提供や24時間体制の安否確認のほか、必要に応じた生活援助や緊急時の対応、季節ごとの行事やレクリエーションを提供する。また、介護が必要になった場合は、ケアマネジャーにつなぎ、訪問介護や通所介護などの外部サービスを利用し、入居生活を安心して継続できるように支援する。

### （2）利用計画

入居室数各月計（室）※全月満室=420

入居区分	2023年度	2024年度	2025年度 (見込)	2026年度 計画
入居金償却方式（旧契約）	160	129	112	87
家賃方式（新契約）	239	267	278	328
合計	399	396	390	415

### （3）利用計画に対する取組み

今後の在り方の検討を進め、ゆとりの里の経営方針、受入れ態勢を整えて計画的な運営を行う。また、入居者の健康維持や生きがいのために、体操や多世代交流、地域交流を進める。

### （4）重点取組事項

#### ア．施設の在り方の検討

バランスがとれた施設運営を今後も維持するために、運営に関する料金形態の見直しや、施設の存続可能性について、在り方検討会を開催する。事業を運営する上での課題や解決策をさぐり、入居者が感じる問題点や不安要素にできる限り対応する。

また、オプション体制の見直しを図り、時代にあった料金体制・内容を検討し、10月開催の運営懇談会に案を提示、2027年度から施行できるようにする。

項目	計画
在り方検討会の開催	年2回以上
【新規】オプション体制の検討	10月までに案作成

#### イ．健康維持と生きがいの強化

定期体操は、岡崎ごまんどく体操の要素を取り入れ、理学療法士による評価や指導のもと、週1回を継続する。また、とはなす岡崎や地域包括支援センターで行われる多世代交流、地域交流のイベントや教室の情報を提供し、積極的に参加を促す。

項目	計画
岡崎ごまんどく体操の実施	週1回
多世代交流、地域交流への積極的な参加	年4回以上

### 【3】障がいサポート課

#### 1. 障がいサポート課総務班

##### (1) 事業の概要

課内の庶務的な事務を行うとともに、各事業を統括する。

##### (2) 重点取組事項

###### ア. 新規開設施設の準備

2027年度に東大友町地内に新規施設（生活介護事業、就労継続支援B型事業、放課後等デイサービス事業及びグループホーム）を開設予定である。開設に向けて、建設や指定申請などを計画的に進める。

また、課の経営方針に従い、放課後等デイサービスの新規開設を含め、地域に密着したサービスの実現を推進する。

項目	計画
【新規】東大友町新規施設建設の進行管理	1月まで
【新規】東大友町新規施設（グループホームを除く。）の指定申請書類提出	2月末までに

###### イ. 収支改善方策の提案

各施設・事業において、定員や設備などの変更、サービス内容の見直しなどにより、サービスの質を維持・向上しつつ、収支を改善するための具体的な提案をする。

項目	計画
各施設・事業の収支改善の提案	10月までに

###### ウ. 生産性向上の推進

事務効率向上及びサービス向上のために、子ども分野において児童支援システムHUGを導入する。また、各施設における運用方法の確立を支援し、サービスの向上と業務効率化を推進する。

項目	計画
児童支援システムの導入	10月末までに

###### エ. 効率的な事務の確立

課内の事務効率化を推進する。

項目	計画
各施設の要望調査	年4回以上
事務効率化の具体策実施（課としての提案含む。）	年4つ以上

## <社会福祉事業>

### 2. 希望の家（就労移行支援、就労定着支援、就労選択支援、就労継続支援B型）

#### （1）事業の概要

##### （就労移行支援）

就労を希望する 18 歳以上の障がいのある方に、生産活動や職場体験などの機会を提供して、必要な知識の習得や能力向上のための訓練、就労に関する相談や支援、就労後の職場定着のためのサポートなどを行う。

##### （就労定着支援）

就労移行支援などを利用して通常の事業所に雇用された方の就労の継続を図るため、企業や障がい福祉サービス事業所、医療機関などと連携をとり、雇用により生じる問題に関する相談、指導及び助言を行う。

##### （就労選択支援）

就労系障がい福祉サービスの利用を希望される方に、短期間作業などのアセスメントを行い、その方に適した福祉サービスの利用を判定する。就職経験のある方、50 歳以上の方、障害年金 1 級受給者を除く。

##### （就労継続支援B型）

一般就労が難しい 18 歳以上の障がいのある方に、生産活動などの機会の提供、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

#### （2）利用計画

##### 稼働率（%）

サービス区分	2023 年度	2024 年度	2025 年度 (見込)	2026 年度 計画
就労移行支援	151.6	96.0	100.0	100.0
就労継続支援B型	110.1	94.1	100.0	100.0

※就労移行支援：2023 年度に定員変更（6 人→10 人）、2023 年度は、計画に合わせ、実績を変更前の定員で算出

##### 就労選択支援、就労定着支援件数（件）

サービス区分	2023 年度	2024 年度	2025 年度 (見込)	2026 年度 計画
就労選択支援	—	—	16	30
就労定着支援	9	3	0	6

※主たる事業に付随する事業として就労移行支援のサービス区分に含める。

#### （3）利用計画に対する取組み

2025 年 10 月に新たに就労選択支援の指定を受けた。就労移行支援は、就職者をほぼ予定どおりに輩出できており、他の事業所との差別化、特に実際の企業で働く施設外就労をアピールして幅広く利用者を募る。就労継続支援B型は、順調に契約者を増やすことができているが、近年は

県内平均工賃額が上昇しているため、新規開拓や工賃の高い施設外の作業も含め検討が必要である。就労定着支援は、利用者本人、就職先、利用者の困りごとなどに適切なアドバイスなどを行うとともに、利用者本人が問題解決できる能力を養う。就労選択支援は、就労系障がい福祉サービスを利用するにあたって必要な通過サービスになるため、様々な方の利用が想定される。希望の家を知ってもらうチャンスでもあり、短期間であるが丁寧にアセスメントを行い、多くの事業所や利用者から信頼され、選択されるように努める。

#### (4) 重点取組事項

##### ア. 新規利用者の獲得と就職者の輩出（就労移行支援）

就職者を輩出することや就職先を開拓することはできている。しかし、新たな利用者と契約することが難しい状況である。チラシの配布やB型の事業所などを訪問して利用者を募り、定員の50%を目指して就職者の輩出、半年以上の定着を目指していく。

項目	計画
新規利用者の獲得	年間5人以上
就職者の輩出	年間5人以上

##### イ. 作業工賃の向上と就労移行支援の体験（就労継続支援B型）

既存の平均工賃額は年々上昇しており、利用者を引き留めるためにも工賃の向上は必要である。既存の請負作業に限らず、広く営業を行い作業工賃を上げるようにする。

実際には直ぐに就職を考えることが難しい方であっても、就労移行支援の就職のための講座やプログラムを体験することによって、就職することや地域社会に興味を持ってもらう。

項目	計画
作業工賃の向上	月平均15,000円以上
【新規】就労移行支援の体験	年間3人以上

##### ウ. 就労選択支援の円滑な運営と同法人事業所への紹介（就労選択支援）

就労選択支援事業は、円滑に運営できるようにするために、他事業所の作業内容などの把握を強化する。作業などの評価を客観的、確実にを行い、適切な判定をする。また、希望される方には法人内の就労系サービスを紹介する。

項目	計画
【新規】市内就労継続支援B型への訪問、聞取り	年間20事業所以上
【新規】法人内のサービスへの移行	年間5人以上

### 3. のぞみの家（就労継続支援B型、生活介護）

#### （1）事業の概要

##### （就労継続支援B型）

一般就労が難しい18歳以上の主に知的障がいのある方に、生産活動などの機会の提供、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

##### （生活介護）

18歳以上の主に知的障がいのある方に、日常生活の支援や創作的活動・生産活動などの機会の提供、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う。

#### （2）利用計画

##### 稼働率（%）

サービス区分	2023年度	2024年度	2025年度 (見込)	2026年度 計画
就労継続支援B型	123.4	122.4	125.7	100.0
生活介護	100.9	99.2	103.0	90.0

※2025年度に定員変更（就労継続支援B型35人→40人、生活介護25人→30人）、2025年度は計画に合わせ、実績を変更前の定員で算出

#### （3）利用計画に対する取組み

2025年9月に定員変更を行った。それぞれの事業所で定員を5人ずつ増やし、生活介護30人、就労継続支援B型は40人、合計70人定員となり、利用者を更に増やすことが可能となった。生活介護は健康増進、外出活動（社会体験）を充実させる。就労継続支援B型は作業工賃を高めていく。作業内容、作業時間を利用者が決めることができることから、幅広く募集を行う。

#### （4）重点取組事項

##### ア. 作業工賃の安定と就労移行支援事業所の体験（就労継続支援B型）

新規請負作業などの開拓や単価交渉を行い、作業工賃の安定、向上ができるように努める。

直ぐに就職が難しい方も含めて、希望の家の就労移行支援事業所の体験を行う。法人内の障がい福祉サービスを有効に使用することで、将来の就職や地域社会に興味を持てるようにする。

項目	計画
月額平均工賃20,000円以上	3月末までに
【新規】就労移行支援の体験	年間3人以上

##### イ. 安定した利用者の受入れ体制の確立と就労継続支援B型の体験（生活介護）

2025年度に改修工事を行い、利用環境も良くなり、定員を増やしたことで受入れにも余裕ができた。個別対応などが求められる方へも柔軟に対応できることをPRし、新規利用者と契約する。

主に、作業に興味がある方に対して、施設内の就労継続支援B型での体験を提案する。多機能型施設であることを有効に使用して、利用者の可能性を見出す。

項目	計画
新規利用者との契約	年間2人以上
【新規】就労継続支援B型の体験	年間3人以上

ウ. 建物南側空き地のグラウンドへの整備と活用（共通）

建物南側の土地を、利用者が交流・運動や、休息ができるスペースとして整備する。市内の他事業所にはそのようなスペースがあるところは少なく、差別化につなげ、新規利用者との契約につなげるようにPRする。

項目	計画
【新規】グラウンド（公園）の整備	12月までに
【新規】利用者アンケートにグラウンドの項目を加え評価を求める	大変良い、良いの評価が80%以上

#### 4. そだちの家（生活介護）

##### （1）事業の概要

18歳以上の主に知的障がいのある方に、日常生活の支援、創作活動、生産活動、身体機能の向上などを通して、日常生活を充実するためのサービスを提供する。

##### （2）利用計画

稼働率（％）

サービス区分	2023年度	2024年度	2025年度 (見込)	2026年度 計画
生活介護	83.7	88.3	86.6	90.0

##### （3）利用計画に対する取組み

3人以上の新規利用者と契約する。法人内の放課後等デイサービスからの体験利用や特別支援学校の実習生の受入れを積極的に行うとともに、学校との連携を強化し、将来的な利用につなげる。また、各相談支援事業所やグループホーム、障がい者向けホームとの連携も併せて行い、利用希望者に対して積極的に受入れを行う。

現在の施設利用者に対しても欠席が続く際は訪問や電話相談を行い、休みが長期化しないように対応する。施設を併用している利用者に対しては利用日数を増やせるように働きかけていく。

##### （4）重点取組事項

###### ア．強度行動障がい者への支援強化

強度行動障害支援者養成研修を修了した職員を配置し、強度行動障がいの利用者へ専門性の高い適切な支援を実施し、日常生活の安定を図る。

項目	計画
支援手順書の見直し	9月までに
支援手順書の追加作成	12月までに5人

###### イ．適切な利用者支援及び加算収入増加のための研修参加

利用者に強度行動障がい者が多く、今後も増加することが予想される。強度行動障害支援者養成研修（基礎及び実践）を受講し、生活支援員の支援スキルの向上と加算収入の増加を目指す。

項目	計画
強度行動障害支援者養成研修（基礎）	9月までに2人
強度行動障害支援者養成研修（実践）	12月までに1人

###### ウ．実習生受入れの強化

特別支援学校の高等部の学生を中心に実習を受け入れる。また、中等部の学生も見学を含め積極的に受入れを行い、将来的な利用につながるよう働きかける。

項目	計画
実習生の受入れ	年8回以上

エ. 放課後等デイサービス利用者の体験受入れの強化

法人内の放課後等デイサービスを利用されている学生を対象に、夏季・冬季の長期休み期間を利用して、施設体験の受入れを実施する。体験を行うことで放課後等デイサービスとの連携、情報共有を図り、今後施設利用対象となりそうな学生を早めに把握し、卒業後の利用につなげる。

項目	計画
施設体験の受入れ	年12回以上

オ. ボランティア、社会福祉士実習及び介護体験等実習生の受入れの強化

音楽やダンスなどを披露してくださるボランティアの方たちを招き、利用者が楽しめるイベントを企画し活動の充実を図る。その他、社会福祉士実習や介護等体験実習などを積極的に受け入れ、風通しの良い環境をつくるとともに職員の指導経験を養う。

項目	計画
ボランティアの受入れ	年4回以上
社会福祉士実習、介護等体験実習の受入れ	年10人以上

カ. 車いす対応車両の導入

利用者送迎における個別ニーズに対応できるように車いす対応の車両を導入する。

項目	計画
【新規】車いす対応車両の導入	12月までに1台

## 5. にじの家（生活介護、日中一時支援）

### （1）事業の概要

#### （生活介護）

18歳以上の主に身体と知的に障がいのある方に、入浴・排せつ・食事などの介護、日常生活の支援、創作的活動・生産活動などの機会の提供、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う。

#### （日中一時支援）

小学生以上の主に身体障がいのある方に、日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び介護者の一時的な休息を図る。

### （2）利用計画

#### 稼働率（%）

サービス区分	2023年度	2024年度	2025年度 (見込)	2026年度 計画
生活介護	93.6	89.8	92.0	100.0
日中一時支援	49.9	42.7	52.7	52.0

### （3）利用計画に対する取組み

生活介護を利用される方のうち、グループホームや障がい者ホームなどで暮らす方が増えている。ホーム職員への聞き取り、ご家族への連絡や報告など利用者が安全、安心して利用できるよう連携を図る。また、入浴、送迎など利用者ニーズに対応できるように提供サービスの調整を行う。

### （4）重点取組事項

#### ア．新規利用者契約に向けた取組み

岡崎特別支援学校の進路担当の方と情報共有を行い、生徒の利用体験を実施することでスムーズに受入れができるように体制を整える。また、日中一時支援で定期的な利用を勧める。

項目	計画
岡崎特別支援学校との情報共有	月1回以上
施設体験受入れ	年3人以上

#### イ．入浴提供時間の見直し

現在の午前からの入浴提供時間では全てのニーズに応じきれていない。午後からも入浴ができるようにサービス内容の調整を行う。また、入浴料金の適正化を図るために見直しを行う。

項目	計画
【新規】午後入浴の実施	6月から
【新規】入浴料金の見直し	3月までに

ウ. 利用者の意思決定支援の推進

利用者が自分らしく生きることができるように行事や活動などやりたいことや思いを汲み取り、個別支援計画を作成し、外出活動を実施する。

項目	計画
意思決定に基づいた個別支援計画の作成	6 か月に 1 回
個々の希望による外出活動の実施	対象者 10 人以上

## 6. 友愛の家（地域活動支援センター）

### （1）事業の概要

障がいのある方を対象に、教養や健康の維持向上のための各種講座、創作的活動や生産活動の機会、地域交流の場を提供する。

### （2）利用計画

延べ利用者数（人）

利用者区分	2023年度	2024年度	2025年度 （見込）	2026年度 計画
来館者	76,013	73,065	75,800	76,200
講座利用者	10,742	9,887	10,500	10,800

### （3）利用計画に対する取組み

新たな講座やイベントを積極的に実施したり、広報活動を強化し、利用者の増加を図る。

### （4）重点取組事項

#### ア．新規講座・イベントの実施

ニーズや流行を踏まえ、新たな講座やイベントを実施する。

項目	計画
新規講座の開催	年5回以上
新規イベントの開催	年3回以上

#### イ．障がい者スポーツの普及

2026年10月18日から24日まで開催される第5回アジアパラ競技大会（2026/愛知・名古屋）に合わせ、障がい者スポーツに関連する講座やイベントを実施する。

項目	計画
【新規】障がい者スポーツに関連する講座の開催	年5回以上
【新規】障がい者スポーツに関連するイベントの開催	年3回以上

## 7. 福祉の村相談支援事業所

### (1) 事業の概要

障がいのある方や家族・関係者からの地域での生活・福祉に関する相談を行う。また、障がい福祉サービスや児童発達支援の通所サービス利用のための情報提供や利用計画の作成、サービス支給決定後の継続支援・連絡調整などを行う。

### (2) 利用計画

計画書作成件数（件）

サービス区分	2023年度	2024年度	2025年度 (見込)	2026年度 計画
相談支援	3,874	3,231	4,460	4,920

### (3) 利用計画に対する取組み

障がい児・者の自立した生活を支えるためにサービス提供事業者と総合的な方針を立て、利用計画（計画相談・障がい児相談支援）の作成を行う。また、利用計画の評価、見直しのために継続支援を行う。

作成件数は1か月当たり、障がい者160件（サービス等利用計画・継続支援）、障がい児250件（児童支援利用計画・継続支援）を目標とし、切れ目のない相談支援体制の強化を図る。

### (4) 重点取組事項

#### ア. 精神科病院との連携

精神科病院で長期、短期入院中の退院希望患者に対して、退院後の生活を検討する機会を設ける。精神に障がいがある方の地域生活を支援することで地域移行支援及び地域定着支援につなげていく。

項目	計画
【新規】精神科病院で退院カンファレンスに参加	年4回以上

#### イ. 医療的ケア児支援のガイドブック作成

医療的ケアが必要なお子さんやそのご家族が安心して在宅生活を送られるように、スムーズな支援につなぐことができるよう各関係機関と連携してガイドブックを作成する。

項目	計画
【新規】小児科医などと打合せ	月1回以上
【新規】医療的ケア児支援ガイドブックの作成	3月までに

ウ. 関係機関との連携強化

本人を中心に、保育・教育・サービス事業者及び行政機関とネットワークを構築し、同じ方向性・統一性をもって円滑な支援ができるようにする。また、障がいのある方の福祉サービス向上のため、保護者向け勉強会や事業所見学会を積極的に行う。

項目	計画
こども発達センターと地域の保育・教育機関のネットワーク構築を目的とした打合せ及び会議への参加	月1回以上
保護者向け勉強会・事業所見学会開催に向けた検討・実施計画の作成	10月までに
保護者向け勉強会・事業所見学会の開催	年1回以上

8. こども発達支援センター（児童発達支援センター、岡崎市療育的支援、日中一時支援、保育所等訪問支援）

（1）事業の概要

（児童発達支援センター）

未就学の心身の発達に心配のある子又は障がいのある児童に、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与及び集団生活への適応のための訓練を行う。

（岡崎市療育的支援事業）

就園前で発達に心配のある実施年度における満3歳になる子（2歳児）と保護者などに対し、小集団において発達の遅れや発達の特性への気づきや理解を支援し、迅速に適切な支援機関に結びつける。

（日中一時支援）

単独通所を利用している児童の保護者のうち、両親ともに平日常勤で勤務している方が仕事と療育利用の両立をしやすくするために、療育開始前後の時間帯に児童の預かり、見守りを行う。

（保育所等訪問）

保育所や幼稚園などに在籍している障がいのある児童が、集団生活のなかで安心して過ごせるように、保護者や訪問先の担当職員に専門的な助言や支援を行う。

（2）利用計画

児童発達支援センター稼働率（%）

サービス区分	2023年度	2024年度	2025年度 （見込）	2026年度 計画
児童発達支援	平日 107.0	平日 103.3	—	—
	土曜 51.0	土曜 62.8	—	—
	全体 98.5	全体 97.1	全体 97.3	全体 97.5

岡崎市療育的支援事業（人）

サービス区分	2023年度	2024年度	2025年度 （見込）	2026年度 計画
児童発達支援	600	693	642	650

日中一時支援稼働率（%）

サービス区分	2023年度	2024年度	2025年度 （見込）	2026年度 計画
児童発達支援（※）	53.5	76.3	78.5	78.8

※主たる事業に付随する事業として児童発達支援センターのサービス区分に含める。

保育所等訪問件数（件）

サービス区分	2023年度	2024年度	2025年度 （見込）	2026年度 計画
保育所等訪問	192	430	450	456

### (3) 利用計画に対する取組み

#### (児童発達支援センター)

利用するお子さんが、安心して利用できるように職員間の情報共有や連携を図る。また、こども発達支援センターむつみと連携を取りながら、退所者などの情報を共有し、空き状況を作らないようにしていく。合わせて年度途中からの受入れについても積極的に対応する。親子通所の保護者に対して、療育の必要性、利用することのメリットを契約時に伝え、利用の促進を図る。また、親子通所の児童は低年齢のため、環境の変化や季節の変わり目で体調を崩しやすく、当日の利用キャンセルも多い。キャンセルを見込んだ利用予定を立て、稼働率の向上を目指す。また、土曜日にも計画的に利用の促進を図る。

#### (岡崎市療育的支援)

2024 年度からこども発達センター体育館棟とこども発達支援センターむつみで事業を開始した。児童と保護者の関わりが増える遊びを取り入れながら、保護者が相談しやすい環境づくりに努め、課題の共有や解決に向けて専門的な視点から助言を行う。また、事業運営に当たり、こども発達相談センターなど関係機関との連携を強化する。

#### (日中一時支援)

就労支援の充実を図るため、サービス提供時間の拡大を図るとともに児童及び保護者が安心して利用できる環境を整える。

#### (保育所等訪問)

センターから地域の園への移行又は支援級などに入学した児童の移行児訪問を早期に実施し、必要な児童については保育所等訪問支援の利用を促す。

### (4) 重点取組事項

#### ア. 重層的な地域支援体制の構築及びインクルージョンの推進

地域の支援体制の構築とインクルージョンを更に推進し、地域の障がい児支援における福祉人材を育成するため、保育所や幼稚園、認定こども園、小学校などの職員の受入れ体制の整備を行う。また、事業所の利用児以外にも視野を広げ、子どもと家族の支援、市内の児童発達支援事業所に対する専門的・包括的な支援の提供に取り組み、中核機能を強化する。

項目	計画
【新規】保育所などの職員への療育体験会	3月末までに
【新規】支援学級、支援学校職員の療育体験	3月末までに
【新規】年長児が地元保育園などへの体験	9月末までに
【新規】きょうだい児支援月間・週間を夏休み、冬休み時期に実施	年2回以上
支援にかかわる方への研修会の開催	年4回以上

イ. 児童支援システム導入による利用者・保護者への連絡の強化及び業務の効率化

児童支援システムHUGを導入し、保護者との連絡体制を強化することで利便性の向上を図るとともに、国保連への請求業務や連絡帳の記載など、職員の負担軽減につながる業務効率化に努める。

項目	計画
【新規】HUGシステムの導入、システム移行	7月末までに

ウ. 支援の質・業務水準統一のための合同会議の実施

(児童発達支援)

こども発達支援センター・単独通所(こども発達支援センターむつみ)・並行通園(すだち・つむぎ)など法人内児童発達支援の質や業務水準の統一を図り、どの事業所においても信頼され安心して利用していただけるサービスを目指す。

項目	計画
児童発達支援事業所間での合同会議	2か月に1回以上
単独通所事業所のわかば、むつみのオンラインなどを活用した情報共有・会議	2か月に1回以上

エ. 職員の資質向上のための取組み

職員の育成・資質の向上を目指し、法人内及び市内公立保育園その他市外施設への交換研修を実施する。また、看護師・作業療法士・理学療法士・言語聴覚士・心理職など専門職員による職員及び他の児童発達支援事業所向けの勉強会を実施する。

項目	計画
法人内児童発達支援事業所への交換研修の実施	年6回以上
市内公立保育園、市外施設への交換研修の実施	年10回以上
専門職員による勉強会の実施	年4回以上

## 9. こども支援センターすだち（児童発達支援、放課後等デイサービス）

### （1）事業の概要

#### （児童発達支援）

未就学の心身の発達に心配のある子又は障がいのある児童に、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与及び集団生活への適応のための訓練を行う。

#### （放課後等デイサービス）

小学生から高校生までの障がいのある児童を対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、小集団活動、学習支援、作業活動、課外活動などを通じて生活能力向上のための訓練を行う。

### （2）利用計画

#### 稼働率（%）

サービス区分	2023年度	2024年度	2025年度 (見込)	2026年度 計画
児童発達支援	113.0	113.5	117.0	100.0
放課後等デイサービス	117.3	119.6	98.0	100.0

### （3）利用計画に対する取組み

児童が安心して支援を受けられる環境を整え、年齢・能力に応じたサービス提供を行う。

#### （児童発達支援）

こども発達支援センターと密に連携をとりながら、退所者などの情報を共有し、空き状況をつくらないようにしていく。

#### （放課後等デイサービス）

法人内の放課後等デイサービス事業所間で、登録者数のバランスが保てるように連絡調整を行う。また、キャンセル数も見込んで登録人数を増やし、安定した稼働を目指す。

### （4）重点取組事項

#### ア. 保護者を対象とした職員による勉強会の実施（放課後等デイサービス）

法人内の機能訓練担当職員・看護師・管理栄養士などの専門職職員を講師として、保護者のニーズに合わせた勉強会を実施する。また、グループワークやフリートークの時間などを設け、保護者同士の交流の機会とする。

項目	計画
保護者勉強会の実施	年2回以上

#### イ. 多世代・地域交流の推進（放課後等デイサービス）

地域の関係機関と連絡・連携を図り、多世代・地域交流を意識した活動を行う。

項目	計画
多世代・地域交流を目的とした活動プログラムの実施	年3回以上

#### ウ. 支援の質・業務水準統一のための合同会議の実施

##### (児童発達支援)

こども発達支援センター単独通所（わかば）と単独通所（むつみ）・並行通園（すだち・つむぎ）など法人内児童発達支援の質や業務水準の統一を図り、どの事業所においても信頼され安心して利用していただけるサービスを目指す。

##### (放課後等デイサービス)

法人内の放課後等デイサービス事業所（すだち・つむぎ・むつみ・あずき・みどり・ほたる）間で定期的な会議を行い、各事業所での問題点や新しい取組みなどを共有することで、支援の質や業務水準の統一を図り、児童・保護者に満足していただける支援を目指す。また、事業所間での協力体制を築くことで職員の負担均衡を図る。

項目	計画
【新規】児童発達支援事業所間での合同会議	2か月に1回以上
放課後等デイサービス事業所間での合同会議	2か月に1回以上

#### エ. 児童の移行支援の強化（放課後等デイサービス）

法人内の連携を強化し、児童のライフステージに応じた切れ目のない支援をスムーズにすることを目的に、法人内のサービス提供事業所で体験利用を実施する。

項目	計画
生活介護・就労支援事業所の体験利用	年3回以上

#### オ. 機能訓練担当職員（言語聴覚士、作業療法士、理学療法士など）の有効活用（放課後等デイサービス）

機能訓練担当職員は1施設に1人程度配置のため、様々な職種が全施設をカバーできるように助言や情報共有するための応援の場を設けることで放課後等デイサービス部門全体の専門性を向上させる。また、保護者に周知することで安心してサービスを受けてもらうことにつなげる。

項目	計画
機能訓練担当職員のお施設応援	月2回程度

#### カ. 児童支援システム導入による利用者・保護者への連絡の強化及び業務の効率化（共通）

児童支援システムHUGを導入し、保護者との連絡体制を強化することで利便性の向上を図るとともに、国保連への請求業務や連絡帳の記載など、職員の負担軽減につながる業務効率化に努める。

項目	計画
【新規】HUGシステムの導入、システム移行	10月末までに

10. こども支援センターつむぎ（児童発達支援、放課後等デイサービス）

（1）事業の概要

（児童発達支援）

未就学の心身の発達に心配のある子又は障がいのある児童に、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与及び集団生活への適応のための訓練を行う。

（放課後等デイサービス）

小学生から高校生までの障がいのある児童を対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、小集団活動、学習支援、作業活動、課外活動などを通じて生活能力向上のための訓練を行う。

（2）利用計画

稼働率（％）

サービス区分	2023年度	2024年度	2025年度 (見込)	2026年度 計画
児童発達支援	111.3	106.4	114.0	100.0
放課後等デイサービス	111.8	111.8	122.0	100.0

（3）利用計画に対する取組み

児童が安心して支援を受けられる環境を整え、年齢・能力に応じたサービス提供を行う。

（児童発達支援）

こども発達支援センターと密に連携をとりながら、退所者などの情報を共有し、空き状況をつくらないようにしていく。

（放課後等デイサービス）

法人内の放課後等デイサービス事業所間で、登録者数のバランスが保てるように連絡調整を行う。また、キャンセル数も見込んで登録人数を増やし、安定した稼働を目指す。

（4）重点取組事項

ア. 保護者を対象とした職員による勉強会の実施（放課後等デイサービス）

法人内の機能訓練担当職員・看護師・管理栄養士などの専門職職員を講師として、保護者のニーズに合わせた勉強会を実施する。また、グループワークやフリートークの時間などを設け、保護者同士の交流の機会とする。

項目	計画
保護者勉強会の実施	年2回以上

イ. 多世代・地域交流の推進（放課後等デイサービス）

地域の関係機関と連絡・連携を図り、多世代・地域交流を意識した活動を行う。

項目	計画
多世代・地域交流を目的とした活動プログラムの実施	年3回以上

#### ウ. 支援の質・業務水準統一のための合同会議の実施

##### (児童発達支援)

こども発達支援センター単独通所（わかば）と単独通所（むつみ）・並行通園（すだち・つむぎ）など法人内児童発達支援の質や業務水準の統一を図り、どの事業所においても信頼され安心して利用していただけるサービスを目指す。

##### (放課後等デイサービス)

法人内の放課後等デイサービス事業所（すだち・つむぎ・むつみ・あずき・みどり・ほたる）間で定期的な会議を行い、各事業所での問題点や新しい取組みなどを共有することで、支援の質や業務水準の統一を図り、児童・保護者に満足していただける支援を目指す。また、事業所間での協力体制を築くことで職員の負担均衡を図る。

項目	計画
【新規】児童発達支援事業所間での合同会議	2か月に1回以上
放課後等デイサービス事業所間での合同会議	2か月に1回以上

#### エ. 児童の移行支援の強化（放課後等デイサービス）

法人内の連携を強化し、児童のライフステージに応じた切れ目のない支援をスムーズにすることを目的に、法人内のサービス提供事業所で体験利用を実施する。

項目	計画
生活介護・就労支援事業所の体験利用	年3回以上

#### オ. 機能訓練担当職員（言語聴覚士、作業療法士、理学療法士など）の有効活用（放課後等デイサービス）

機能訓練担当職員は1施設に1人程度配置のため、様々な職種が全施設をカバーできるように助言や情報共有するための応援の場を設けることで放課後等デイサービス部門全体の専門性を向上させる。また、保護者に周知することで安心してサービスを受けてもらうことにつなげる。

項目	計画
機能訓練担当職員のお施設応援	月2回程度

#### カ. 児童支援システム導入による利用者・保護者への連絡の強化及び業務の効率化

児童支援システムHUGを導入し、保護者との連絡体制を強化することで利便性の向上を図るとともに、国保連への請求業務や連絡帳の記載など、職員の負担軽減につながる業務効率化に努める。

項目	計画
【新規】HUGシステムの導入、システム移行	10月末までに

11. こども発達支援センターむつみ（児童発達支援センター、日中一時支援、放課後等デイサービス）

（1）事業の概要

（児童発達支援センター）

未就学の心身の発達に心配のある子又は障がいのある児童に、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与及び集団生活への適応のための訓練を行う。

（日中一時支援）

単独通所を利用している児童の保護者のうち、両親ともに平日常勤で勤務している方が仕事と療育利用の両立をしやすくするために、療育開始前後の時間帯に児童の預かり、見守りを行う。

（放課後等デイサービス）

小学生から高校生までの障がいのある児童を対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、小集団活動、学習支援、作業活動、課外活動などを通じて生活能力向上のための訓練を行う。

（2）利用計画

児童発達支援センター稼働率（％）

サービス区分	2023年度	2024年度	2025年度 (見込)	2026年度 計画
児童発達支援	—	98.8	103.0	100.0

日中一時支援稼働率（％）

サービス区分	2023年度	2024年度	2025年度 (見込)	2026年度 計画
児童発達支援(※)	—	50.0	60.0	50.0

※主たる事業に付随する事業として児童発達支援センターのサービス区分に含める。

放課後等デイサービス稼働率（％）

サービス区分	2023年度	2024年度	2025年度 (見込)	2026年度 計画
放課後等デイサービス	—	115.0	123.0	100.0

（3）利用計画に対する取組み

（児童発達支援）

利用するお子さんが、安心して利用できるように職員間の情報共有や連携を図る。また、こども発達支援センターと密に連携を取りながら、退所者などの情報を共有し、空き状況をつくらないようしていく。

（日中一時支援）

就労支援の充実を図るため、サービス提供時間の拡大を図るとともに児童及び保護者が安心して利用できる環境を整える。

（放課後等デイサービス）

法人内の放課後等デイサービス事業所間で、登録者数のバランスが保てるように連絡調整を行

う。またキャンセル者数も見込んで登録人数を増やし、安定した稼働率を目指す。

#### (4) 重点取組事項

##### ア. 重層的な地域支援体制の構築及びインクルージョンの推進

地域の支援体制の構築とインクルージョンを更に推進し、地域の障がい児支援における福祉人材を育成するため、保育所や幼稚園、認定こども園、小学校などの職員の受入れ体制の整備を行う。また、事業所の利用時以外にも視野を広げ、子どもと家族の支援、市内の児童発達支援事業所に対する専門的・包括的な支援の提供に取り組み、中核機能を強化する。

項目	計画
【新規】保育所などの職員への療育体験会	3月末までに
【新規】支援学級、支援学校職員の療育体験	3月末までに
【新規】年長児が地元保育園などへの体験	9月末までに
支援にかかわる方への研修会の開催	年4回以上

##### イ. 児童支援システム導入による利用者・保護者への連絡の強化及び業務の効率化

児童支援システムHUGを導入し、保護者との連絡体制を強化することで利便性の向上を図るとともに、国保連への請求業務や連絡帳の記載など、職員の負担軽減につながる業務効率化に努める。

項目	計画
【新規】HUGシステム導入、システム移行	7月末までに

##### ウ. 支援の質・業務水準統一のための合同会議の実施

###### (児童発達支援)

こども発達支援センター単独通所（わかば）と単独通所（むつみ）・並行通園（すだち・つむぎ）など法人内児童発達支援の質や業務水準の統一を図り、どの事業所においても信頼され安心して利用していただけるサービスを目指す。

###### (放課後等デイサービス)

法人内の放課後等デイサービス事業所（すだち・つむぎ・むつみ・あずき・みどり・ほたる）間で定期的な会議を行い、各事業所での問題点や新しい取組みなどを共有することで、支援の質や業務水準の統一を図り、児童・保護者に満足していただける支援を目指す。また、事業所間での協力体制を築くことで職員の負担均衡を図る。

項目	計画
児童発達支援事業所間での合同会議	2か月に1回以上
単独通所事業所わかば・むつみのオンラインなどを利用した情報提供・会議	2か月に1回以上
放課後等デイサービス事業所間での合同会議	2か月に1回以上

#### エ. 多世代・地域交流の推進

地域の関係機関と連絡・連携を図り、多世代・地域交流を意識した活動を行う。

項目	計画
多世代・地域交流を目的とした活動プログラムの実施	年3回以上

#### オ. 児童の移行支援の強化

法人内の連携を強化し、児童のライフステージに応じた切れ目のない支援をスムーズにすることを目的に、法人内のサービス提供事業所で体験利用を実施する。

項目	計画
生活介護・就労支援事業所の体験利用	年3回以上

#### カ. 保護者を対象とした職員による勉強会の実施

法人内の機能訓練担当職員・看護師・管理栄養士などの専門職職員を講師として、保護者のニーズに合わせた勉強会を実施する。また、グループワークやフリートークの時間などを設け、保護者同士の交流の機会とする。

項目	計画
保護者勉強会の実施	年2回以上

#### キ. 機能訓練担当職員（言語聴覚士、作業療法士、理学療法士など）の有効活用

機能訓練担当職員は1施設に1人程度配置のため、様々な職種が全施設をカバーできるように助言や情報共有するための応援の場を設けることで放課後等デイサービス部門全体の専門性を向上させる。また、保護者に周知することで安心してサービスを受けてもらうことにつながる。

項目	計画
機能訓練担当職員のお施設応援	月2回程度

<公益事業>

12. みのりの家（短期入所・自立生活訓練、日中一時支援）

（1）事業の概要

（短期入所・自立生活訓練）

一時的に家族による世話が受けられない障がいのある方に、短期間の宿泊ができる場を提供し、入浴、排泄、食事などの援助をする。

（日中一時支援）

小学生以上の主に知的障がいのある方に、日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び介護者の一時的な休息を図る。

（2）利用計画

稼働率（％）

サービス区分	2023年度	2024年度	2025年度 (見込)	2026年度 計画
短期入所	99.4	102.5	101.0	100.0
日中一時支援	102.1	102.5	100.0	99.0

（3）利用計画に対する取組み

（短期入所・自立生活訓練）

福祉の村各施設利用者に周知を強化し、契約者を増やし高い稼働率を維持する。

（日中一時支援事業）

利用定員に空きがあった場合、LINEなどで空き情報の発信を行い稼働率を向上させる。

（4）重点取組事項

ア．プライバシー保護方策の検討

居室でのプライバシー保護やトラブル防止のための方策を検討する。

項目	計画
【新規】プライバシー保護方策の検討	6月までに

イ．寝具リースの廃止

収支改善のため遠方の業者との利用者用寝具リースを廃止する。シーツの洗濯契約は継続するが段階的に廃止していく。近隣で洗濯事業者を選定し見直しを図る。

項目	計画
【新規】利用者寝具セットの購入	5月までに
【新規】洗濯事業者の選定	9月までに

ウ. 重度心身障がい者の支援向上

重度心身障がい者の支援向上のため、にじの家での職員研修を実施し、支援の質の向上及びにじの家利用者の利用回数の増を図る。

項目	計画
にじの家での職員研修の実施	年4回以上
にじの家利用者の利用回数の増	年30回以上

エ. LINEの活用

2025年度に導入したLINEで利用申込みやキャンセル発生時の追加募集を行い、稼働率を維持していく。

項目	計画
LINEでの情報発信	月4回以上

### 13. 法人後見事業

#### (1) 事業の概要

事業団が成年後見人、保佐人又は補助人になり、親族などが個人で成年後見人などに就任した場合と同様に、判断能力が不十分な方の保護・支援を行う。本人に代わって預貯金の管理や、福祉サービスの利用に係る契約行為、不利益な契約をした際の取消しの手続きなど、権利保護の支援を行う。

#### (2) 利用計画

契約者数各月計（人）

サービス区分	2023 年度	2024 年度	2025 年度 (見込)	2026 年度 計画
法人後見	102	96	96	96

#### (3) 利用計画に対する取組み

社会福祉法人の地域貢献の一環と位置付け、裁判所や岡崎市成年後見センター、地域包括支援センター、相談支援事業所などの関係機関と連携し、権利保護支援を行う。

#### (4) 重点取組事項

##### ア. 安定した支援体制の維持

職員間での情報共有を定期的に行い、支援の質を担保する体制を構築する。また、支援方針をチームで共有する体制を強化する。

項目	計画
法人内関係職員とのミーティングの実施	月 1 回

#### 14. こども発達センター等管理事業

##### (1) 事業の概要

こども発達センターの総合受付業務として、利用案内、センター全体の支援・調整・託児室の運営、有料施設（体育館棟）の運営管理などを行う。

##### (2) 利用計画

延べ利用者数（人）

サービス区分	2023 年度	2024 年度	2025 年度 (見込)	2026 年度 計画
託児室	2,236	1,753	1,308	1,300
有料施設	55,987	54,111	64,965	65,000

##### (3) 利用計画に対する取組み

託児室はこども発達支援センターの行事予定などを把握することで、託児の提案をするなどの利便性の向上に努める。有料施設はこども発達支援センターと情報共有をし、予約変更による空き情報を開示し一般の団体が利用できるようにすることで、より多くの利用につなげる。また、一般社団法人岡崎パブリックサービスに協力を依頼し、調理体験室など有料貸出施設のチラシを置かせてもらうことで周知を強化する。

##### (4) 重点取組事項

ア. 有料貸出施設の稼働率向上のためのチラシ作成とPR

HPの更新、チラシと周知方法の見直しを行い、関係機関・施設・団体に周知する。また、内容をメール配信する。

項目	計画
【新規】有料貸出施設の年間稼働率を平均45%以上	3月末までに

イ. キャッシュレス決済の利用促進

2024年度に導入したキャッシュレス決済の周知を図り、利用者の利便性の向上を図る。

項目	計画
【新規】キャッシュレス決済利用件数を1か月平均38件以上	3月末までに

ウ. 備品の計画的な更新のための状態の確認

10年目を迎え、開設当所に購入した備品や設備の経年劣化が見られるようになってきており、計画的に備品の更新をするため、定期的に備品や設備の状態を確認する。

項目	計画
備品や設備の状態の確認	年12回以上

15. 放課後等デイサービスあずき

(1) 事業の概要

小学生から高校生までの障がいのある児童を対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、小集団活動、学習支援、作業活動、課外活動などを通じて生活能力向上のための訓練を行う。

(2) 利用計画

稼働率 (%)

サービス区分	2023 年度	2024 年度	2025 年度 (見込)	2026 年度 計画
放課後等デイサービス	113.0	114.4	122.0	100.0

(3) 利用計画に対する取組み

法人内の放課後等デイサービス事業所間で、登録者数のバランスが保てるように連絡調整を行う。また、キャンセル数も見込んで登録人数を増やし、安定した稼働を目指す。

(4) 重点取組事項

ア. 保護者を対象とした職員による勉強会の実施

法人内の機能訓練担当職員・看護師・管理栄養士などの専門職職員を講師として、保護者のニーズに合わせた勉強会を実施する。また、グループワークやフリートークの時間などを設け、保護者同士の交流の機会とする。

項目	計画
保護者勉強会の実施	年2回以上

イ. 多世代・地域交流の推進

地域の関係機関と連絡・連携を図り、多世代・地域交流を意識した活動を行う。

項目	計画
多世代・地域交流を目的とした活動プログラムの実施	年3回以上

ウ. 支援の質・業務水準統一のための合同会議の実施

法人内の放課後等デイサービス事業所（すだち・つむぎ・むつみ・あずき・みどり・ほたる）間で定期的な会議を行い、各事業所での問題点や新しい取組みなどを共有することで、支援の質や業務水準の統一を図り、児童・保護者に満足していただける支援を目指す。また、事業所間での協力体制を築くことで職員の負担均衡を図る。

項目	計画
放課後等デイサービス事業所間での合同会議	2か月に1回以上

#### エ. 児童の移行支援の強化

法人内の連携を強化し、児童のライフステージに応じた切れ目のない支援をスムーズにすることを目的に、法人内のサービス提供事業所で体験利用を実施する。

項目	計画
生活介護・就労支援事業所の体験利用	年3回以上

#### オ. 機能訓練担当職員（言語聴覚士、作業療法士、理学療法士など）の有効活用

機能訓練担当職員は1施設に1人程度配置のため、様々な職種が全施設をカバーできるように助言や情報共有するための応援の場を設けることで放課後等デイサービス部門全体の専門性を向上させる。また、保護者に周知することで安心してサービスを受けてもらうことにつなげる。

項目	計画
機能訓練担当職員その他施設応援	月2回程度

#### カ. 児童支援システム導入による利用者・保護者への連絡の強化及び業務の効率化

児童支援システムHUGを導入し、保護者との連絡体制を強化することで利便性の向上を図るとともに、国保連への請求業務や連絡帳の記載など、職員の負担軽減につながる業務効率化に努める。

項目	計画
【新規】HUGシステムの導入、システム移行	10月末までに

16. 放課後等デイサービスみどり

(1) 事業の概要

小学生から高校生までの障がいのある児童を対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、小集団活動、学習支援、作業活動、課外活動などを通じて生活能力向上のための訓練を行う。

(2) 利用計画

稼働率 (%)

サービス区分	2023 年度	2024 年度	2025 年度 (見込)	2026 年度 計画
放課後等デイサービス	107.0	108.9	121.0	100.0

(3) 利用計画に対する取組み

法人内の放課後等デイサービス事業所間で、登録者数のバランスが保てるように連絡調整を行う。また、キャンセル数も見込んで登録人数を増やし、安定した稼働を目指す。

(4) 重点取組事項

ア. 保護者を対象とした職員による勉強会の実施

法人内の機能訓練担当職員・看護師・管理栄養士などの専門職職員を講師として、保護者のニーズに合わせた勉強会を実施する。また、グループワークやフリートークの時間などを設け、保護者同士の交流の機会とする。

項目	計画
保護者勉強会の実施	年2回以上

イ. 多世代・地域交流の推進

地域の関係機関と連絡・連携を図り、多世代・地域交流を意識した活動を行う。

項目	計画
多世代・地域交流を目的とした活動プログラムの実施	年3回以上

ウ. 支援の質・業務水準統一のための合同会議の実施

法人内の放課後等デイサービス事業所（すだち・つむぎ・むつみ・あずき・みどり・ほたる）間で定期的な会議を行い、各事業所での問題点や新しい取組みなどを共有することで、支援の質や業務水準の統一を図り、児童・保護者に満足していただける支援を目指す。また、事業所間での協力体制を築くことで職員の負担均衡を図る。

項目	計画
放課後等デイサービス事業所間での合同会議	2か月に1回以上

#### エ. 児童の移行支援の強化

法人内の連携を強化し、児童のライフステージに応じた切れ目のない支援をスムーズにすることを目的に、法人内のサービス提供事業所で体験利用を実施する。

項目	計画
生活介護・就労支援事業所の体験利用	年3回以上

#### オ. 機能訓練担当職員（言語聴覚士、作業療法士、理学療法士など）の有効活用

機能訓練担当職員は1施設に1人程度配置のため、様々な職種が全施設をカバーできるように助言や情報共有するための応援の場を設けることで放課後等デイサービス部門全体の専門性を向上させる。また、保護者に周知することで安心してサービスを受けてもらうことにつなげる。

項目	計画
機能訓練担当職員その他施設応援	月2回程度

#### カ. 児童支援システム導入による利用者・保護者への連絡の強化及び業務の効率化

児童支援システムHUGを導入し、保護者との連絡体制を強化することで利便性の向上を図るとともに、国保連への請求業務や連絡帳の記載など、職員の負担軽減につながる業務効率化に努める。

項目	計画
【新規】HUGシステムの導入、システム移行	10月末までに

## 17. 放課後等デイサービスほたる

### (1) 事業の概要

小学生から高校生までの障がいのある児童を対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、小集団活動、学習支援、作業活動、課外活動などを通じて生活能力向上のための訓練を行う。

### (2) 利用計画

稼働率 (%)

サービス区分	2023 年度	2024 年度	2025 年度 (見込)	2026 年度 計画
放課後等デイサービス	122.7	125.8	124.0	100.0

### (3) 利用計画に対する取組み

法人内の放課後等デイサービス事業所間で、登録者数のバランスが保てるように連絡調整を行う。また、キャンセル数も見込んで登録人数を増やし、安定した稼働を目指す。

### (4) 重点取組事項

#### ア. 保護者を対象とした職員による勉強会の実施

法人内の機能訓練担当職員・看護師・管理栄養士などの専門職職員を講師として、保護者のニーズに合わせた勉強会を実施する。また、グループワークやフリートークの時間などを設け、保護者同士の交流の機会とする。

項目	計画
保護者勉強会の実施	年2回以上

#### イ. 多世代・地域交流の推進

地域の関係機関と連絡・連携を図り、多世代・地域交流を意識した活動を行う。

項目	計画
多世代・地域交流を目的とした活動プログラムの実施	年3回以上

#### ウ. 支援の質・業務水準統一のための合同会議の実施

法人内の放課後等デイサービス事業所（すだち・つむぎ・むつみ・あずき・みどり・ほたる）間で定期的な会議を行い、各事業所での問題点や新しい取組みなどを共有することで、支援の質や業務水準の統一を図り、児童・保護者に満足していただける支援を目指す。また、事業所間での協力体制を築くことで職員の負担均衡を図る。

項目	計画
放課後等デイサービス事業所間での合同会議	2か月に1回以上

#### エ. 児童の移行支援の強化

法人内の連携を強化し、児童のライフステージに応じた切れ目のない支援をスムーズにすることを目的に、法人内のサービス提供事業所で体験利用を実施する。

項目	計画
生活介護・就労支援事業所の体験利用	年3回以上

#### オ. 機能訓練担当職員（言語聴覚士、作業療法士、理学療法士など）の有効活用

機能訓練担当職員は1施設に1人程度配置のため、様々な職種が全施設をカバーできるように助言や情報共有するための応援の場を設けることで放課後等デイサービス部門全体の専門性を向上させる。また、保護者に周知することで安心してサービスを受けてもらうことにつなげる。

項目	計画
機能訓練担当職員その他施設応援	月2回程度

#### カ. 児童支援システム導入による利用者・保護者への連絡の強化及び業務の効率化

児童支援システムHUGを導入し、保護者との連絡体制を強化することで利便性の向上を図るとともに、国保連への請求業務や連絡帳の記載など、職員の負担軽減につながる業務効率化に努める。

項目	計画
【新規】HUGシステムの導入、システム移行	10月末までに

18. 【新規】放課後等デイサービス第二むつみ

(1) 事業の概要

小学生から高校生までの障がいのある児童を対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、小集団活動、学習支援、作業活動、課外活動などを通じて生活能力向上のための訓練を行う。

(2) 利用計画

稼働率 (%)

サービス区分	2023 年度	2024 年度	2025 年度 (見込)	2026 年度 計画
放課後等デイサービス	—	—	—	100.0

(3) 利用計画に対する取組み

法人内の放課後等デイサービス事業所間で、登録者数のバランスが保てるように連絡調整を行う。また、キャンセル数も見込んで登録人数を増やし、安定した稼働を目指す。

(4) 重点取組事項

ア. 保護者を対象とした職員による勉強会の実施

法人内の機能訓練担当職員・看護師・管理栄養士などの専門職職員を講師として、保護者のニーズに合わせた勉強会を実施する。また、グループワークやフリートークの時間などを設け、保護者同士の交流の機会とする。

項目	計画
保護者勉強会の実施	年2回以上

イ. 多世代・地域交流の推進

地域の関係機関と連絡・連携を図り、多世代・地域交流を意識した活動を行う。

項目	計画
多世代・地域交流を目的とした活動プログラムの実施	年3回以上

ウ. 支援の質・業務水準統一のための合同会議の実施

法人内の放課後等デイサービス事業所（すだち・つむぎ・むつみ・あずき・みどり・ほたる）間で定期的な会議を行い、各事業所での問題点や新しい取組みなどを共有することで、支援の質や業務水準の統一を図り、児童・保護者に満足していただける支援を目指す。また、事業所間での協力体制を築くことで職員の負担均衡を図る。

項目	計画
放課後等デイサービス事業所間での合同会議	2か月に1回以上

#### エ. 児童の移行支援の強化

法人内の連携を強化し、児童のライフステージに応じた切れ目のない支援をスムーズにすることを目的に、法人内のサービス提供事業所で体験利用を実施する。

項目	計画
生活介護・就労支援事業所の体験利用	年3回以上

#### オ. 機能訓練担当職員（言語聴覚士、作業療法士、理学療法士など）の有効活用

機能訓練担当職員は1施設に1人程度配置のため、様々な職種が全施設をカバーできるように助言や情報共有するための応援の場を設けることで放課後等デイサービス部門全体の専門性を向上させる。また、保護者に周知することで安心してサービスを受けてもらうことにつなげる。

項目	計画
機能訓練担当職員その他施設応援	月2回程度

#### カ. 児童支援システム導入による利用者・保護者への連絡の強化及び業務の効率化

児童支援システムHUGを導入し、保護者との連絡体制を強化することで利便性の向上を図るとともに、国保連への請求業務や連絡帳の記載など、職員の負担軽減につながる業務効率化に努める。

項目	計画
【新規】HUGシステムの導入、システム移行	10月末までに

